

# 第 1 回西知多医療厚生組合議会定例会

## 会 議 録

平成 2 7 年 2 月 1 3 日

西知多医療厚生組合議会

## 平成27年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	6
会期の決定について	7
諸般の報告について	7
一般質問について	7
夏目豊議員	7
1  新しいごみ処理施設建設の整備ビジョンについて	
辻井タカ子議員	10
1  新病院の救急医療について	
2  開院における交通量の増加と安全対策について	
3  ごみ処理事業について	
神野久美子議員	20
1  新病院のシステムについて	
2  ママナースへの支援について	
島崎昭三議員	25
1  公立西知多総合病院の開院に向けて	
西知多医療厚生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について	32
西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部改正について	32
西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	33
西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について	37
西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について	38
西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	39
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につ いて	47
西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定 について	51
西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の	

制定について .....	52
西知多医療厚生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について ..	54
西知多医療厚生組合職員の降給の事由並びにその手續及び効果に関する条例 の制定について .....	54
西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の制定について .....	58
西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について ....	60
西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の制定について .....	60
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の制定について .....	61
西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の制定について .....	67
西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の制定について .....	68
平成27年度西知多医療厚生組合一般会計予算 .....	69
平成27年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算 .....	73
平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算 .....	76
平成27年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算 .....	80
平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算 .....	85

## 平成27年第1回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 平成27年2月13日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員 (14人)

1番 早川直久

8番 伊藤正治

2番 蔵満秀規

9番 渡邊眞弓

3番 田中雅章

10番 大村 聡

4番 井上正人

11番 夏目 豊

5番 工藤政明

12番 小坂 昇

6番 神野久美子

13番 島崎昭三

7番 辻井タカ子

14番 江端菊和

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 平成27年2月13日 午前9時30分

閉会 平成27年2月13日 午後2時25分

第1日 (2月13日)

1 出席議員(14人)

1番	早川直久	8番	伊藤正治
2番	蔵満秀規	9番	渡邊眞弓
3番	田中雅章	10番	大村 聡
4番	井上正人	11番	夏目 豊
5番	工藤政明	12番	小坂 昇
6番	神野久美子	13番	島崎昭三
7番	辻井タカ子	14番	江端菊和

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	鈴木淳雄	副管理者	宮島壽男
副管理者	近藤福一	副管理者	渡辺正敏
[総務部]			
総務部長	小川隆二	総務部部長兼 病院事業部部長	伊藤弘和
総務課長兼 衛生センター所長	岩田光寿	経営企画課長	内山貴裕
新病院建設課長	橘重夫	ごみ処理施設 建設課長	矢野明彦
[病院事業]			
医療監兼 知多市民病院長	浅野昌彦	東海市民病院長	千木良晴ひこ
病院事業部長	天木洋司	病院事業部次長	竹内慎二
管理課長	前田達郎	管理課課長	岡田光史
医事課長	深谷篤孝	医事課課長	岩堀良治
開院準備室長	下谷裕一	健康管理 センター課長	杉山誠一

[看護専門学校]

看護専門学校長 竹内 晴子 庶務課長 彦坂 邦之

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

清掃センター所長 沢田 稔幸 健康福祉監 神野 規男

[知多市]

生活環境部長 浅田 文彦 健康福祉部長 永井 誠

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 佐々木 美喜子 書記 櫛田 竜也

書記 西山 和智

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	1	西知多医療厚生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
6	2	西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
7	3	西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
8	4	西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について
9	5	西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について
10	6	西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 1	7	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
1 2	8	西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について
1 3	9	西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の制定について
1 4	1 0	西知多医療厚生組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について
1 5	1 1	西知多医療厚生組合職員の降給の事由並びにその手続及び効果に関する条例の制定について
1 6	1 2	西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の制定について
1 7	1 3	西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
1 8	1 4	西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の制定について
1 9	1 5	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の制定について
2 0	1 6	西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の制定について
2 1	1 7	西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の制定について
2 2	1 8	平成 2 7 年度西知多医療厚生組合一般会計予算
2 3	1 9	平成 2 7 年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算
2 4	2 0	平成 2 7 年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算
2 5	2 1	平成 2 7 年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算

26	22	平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算
----	----	-------------------------

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。



(2月13日 午前9時30分開会)

議長 (江端菊和)

皆さん、おはようございます。本日は御多忙の中、御参集いただきまして大変御苦勞さまでございます。

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、平成27年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者から挨拶をお願いいたします。

管理者 (鈴木淳雄)

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、平成27年第1回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本組合におきまして、整備を進めてまいりました西知多総合病院が、本年5月開院を迎えます。東海、知多両市の地域医療を支える中核病院として、皆様の期待に応える病院づくりを目指してまいりたいと考えております。

本会議におきましては、平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算を初め、関連する議案を多数御提案いたしております。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (江端菊和)

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

議長 (江端菊和)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、4番井上正人議員、8番伊藤正治議員を指名します。

---

議長（江端菊和）

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

議長（江端菊和）

日程第3、「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項及び第199条第9項の規定により、監査委員から議長のもとに、平成26年9月分から同年11月分までの例月出納検査結果の報告並びに第1回及び第2回の定例監査結果の報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

---

議長（江端菊和）

日程第4、「一般質問について」を議題とします。

お手元に配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いたします。残時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残時間がなくなりますと、卓上ベルでお知らせします。それでは、一般質問に入ります。

11番、夏目豊議員の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従い質問させていただきます。

知多市民病院だよりが、創刊から14年間に渡り発行されてきましたが、先月の

第34号で廃刊となりました。寂しい半面、いよいよ西知多総合病院の開院が迫ってきたと感じています。

新病院は、間もなく開院しますが、安定した経営、医療体制の確立までには、まだまだ越えるべき課題は多いと思いますが、西知多医療厚生組合の最重要課題が一つの山を迎えたと思います。

そこで、今回の一般質問は、もう一つの重要課題について質問いたします。1番目は、新しいごみ処理施設建設の整備ビジョンについてです。

昨年12月1日から、東海市、知多市合同で新しいごみ処理施設の平成35年度の完成を目指し、建設事務が開始されました。12月22日に、新しいごみ処理施設の整備ビジョン及び建設候補地の抽出について公表されました。

私たちが、文化的な生活を送るためには、ごみ処理施設は不可欠ですが、残念ながら、その建設に当たり、候補地の選定が大きな課題となります。その意味で、明確なコンセプトと建設候補地の抽出条件が示されており、その内容も市民の皆さんにわかりやすいものとなっていると思います。

その中でも、新しい施設建設後の維持運営に関わる大きな課題は、エネルギーの回収だと思っています。

そこで1点目、コンセプトに「ごみの焼却により発生するエネルギーを効率よく回収できる施設」とあるが、回収したエネルギーの利用方法について伺います。

次に、先ほど少し触れましたが、建設までの大きな課題は、候補地の選定だと思います。今回の計画では、平成27年度内に建設候補地の選定を行うスケジュールとなっています。両市民の皆さんにとって、一番の関心は、候補地選定だと思います。

候補地選定について、多くの皆さんに話を伺うと、必要な施設であることは皆さん御理解をいただいています。残念ながら、ごみ処理施設は、迷惑施設と感じている方も多くみえます。

今回の候補地選定の抽出条件は、先ほど述べましたが、市民の皆さんには理解いただける内容だと評価しますが、その上で、候補地となる皆さんに御理解いただけるような取り組みが必要ではないかと思っています。

そこで、2点目、回収したエネルギーを生かし、市民に魅力ある施設等をつくる考えについて伺います。以上、答弁よろしく願いいたします。

管理者（鈴木淳雄）

夏目豊議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1の新しいごみ処理施設建設の整備ビジョンについてでございますが、循環型社会の形成の推進を目指すとともに、市民が安心して暮らすことのできるまちとするため、環境の保全に配慮し、ごみの安全・安定的な処理が可能な施設としていく整備ビジョンを掲げております。

この整備ビジョンをもとに、ごみ処理基本構想等の策定に取り組んでまいります。

質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますので、よろしくお願いをいたします。

総務部長（小川隆二）

質問事項1、新しいごみ処理施設建設の整備ビジョンについての1点目、コンセプトに「ごみの焼却により発生するエネルギーを効率よく回収できる施設」とあるが、回収したエネルギーの利用方法についてでございますが、コンセプトに掲げております「エネルギーを効率よく回収できる施設」とは、ごみの焼却過程で発生する熱エネルギー、つまり余熱を回収し、給湯や発電等に有効利用できる施設を目指すものであります。

回収したエネルギーの利用方法としては、施設内の給湯や冷暖房のほか、外部施設への温水の供給等があります。

また、余熱を利用して発電を行うことにより、その電気を施設内での利用のほか、外部施設への供給、あるいは、売電により収入を得ることも可能となるなど、さまざまな利用方法が考えられます。

続きまして、2点目、回収したエネルギーを生かし、市民に魅力ある施設をつくる考えについてでございますが、国は循環型社会を形成するため、リデュース廃棄物の発生抑制、リユース再使用、リサイクル再資源化の3Rの推進に加え、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まりなど、社会環境の変化を踏まえ、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を前面に打ち出しており、ごみ処理施設をエネルギー回収型廃棄物処理施設と位置づけ、熱エネルギーを回収して、発電等に有効利用できる施設の整備事業を推進しております。

こうした国の施策を受けて、新しいごみ処理施設については、効率的なエネルギ

一回収ができる施設を目指してまいります。その回収したエネルギーについては、温水や電気といった利用形態により、さまざまな利用方法が考えられます。

市民に魅力ある施設という観点においては、今後、ごみ処理基本構想の中で、焼却方式や施設規模などの施設内容と合わせて、エネルギーの有効な利用方法を検討してまいります。

議長（江端菊和）

夏目議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

11番議員（夏目豊）

1件、再質問させていただきます。

公表した整備ビジョンとコンセプトについては、2月には、新聞掲載されましたが、市民の皆さんからの問い合わせなどがあつたかどうかお尋ねします。

総務部長（小川隆二）

御質問の件、お問い合わせでございますが、市民の方からはございませんでした。以上でございます。

議長（江端菊和）

夏目議員、要望がありましたら発言を許します。

11番議員（夏目豊）

それでは、答弁ありがとうございました。要望させていただきます。

先ほど述べましたとおり、残念ですが、ごみ処理施設は迷惑施設というイメージがあります。それを払拭するためにも、私の思いは、コンセプト5項目に、新たに市民に魅力ある施設を入れることがいいと思い、質問をさせていただきました。

答弁いただきましたように、回収するエネルギーをどのように転換するかで、利用範囲や対象も大きく変わります。施設設計に当たり、市民に魅力ある施設であるという視点を取り入れていただき、多くの市民の皆さんに理解していただき、スムーズな候補地選定に取り組まれることを要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（江端菊和）

以上で、夏目豊議員の一般質問を終わります。

続いて、7番辻井タカ子議員の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

おはようございます。御指名をいただきました、辻井タカ子です。

提出させていただきます、順序に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、新病院開院における救急医療について質問です。

総務省の公立病院改革ガイドラインが示され、それ以降、自治体病院の統廃合や縮小などで、自治体病院は減少し、地域医療の崩壊と呼ばれる事態が、今、全国で広がっています。

また、診療報酬の点数や入院単価のアップ、入院日数の短縮など、常に収入を考え、医療、看護を提供するなど、採算性を重視し過ぎて利用者には負担が重くなり、医療従事者は働きがいもなくすなど、問題が指摘されるようになってきています。

このような中、昨年6月には、医療・介護総合確保法が成立し、病床削減と平均在日数の削減による医療費抑制がさらに進められようとしています。

関係者からは、特に医療難民、医療介護難民があふれるのではと危惧する声が上がって来ます。5月開院の新病院は、急性期病院を理由にして、これまで市民病院をかかりつけ医としていた患者が受診を断られたり、入院しても、早期に退院を迫られるなどで、患者や住民から不安や不信の声が上がっています。

例えば、私が聞いた東海市の方は、平成3年に市民病院で目の手術をして、それ以後、定期的に通院をしていました。市の方針で、定期的な方は、開業医に変わるように決まったので、紹介状を書きますからかかりつけ医をどこにしますかと促され、こちらから頼んだわけではないのに、紹介状を書き、診療報酬250点が加算されています。

その紹介状には、本人のカルテが不明で詳細がわからないと書かれていたということです。もう新病院には絶対に行かない、市外の病院に行くと怒り心頭です。

また、ある知多市の方は、かかりつけ医に市民病院に紹介状を書いてもらって診てもらったら、検査もしないで異常はありませんで終わりでした。何のために紹介状を書いてもらったのかと憤慨しています。などなど、これらは一部ですが、多数の声が寄せられています。公立病院は、病気を治すだけでなく、住民の命を守り、地域の健全な発展に貢献することが求められています。地域住民の気持ちを酌み取りながら、地域医療のあり方を住民と共に考え、丁寧に病院の運営を進めるべきだと考えます。

そこで1点目、公立病院として果たす役割と、目指すべき病院の姿についての考

え方及び課題について、どのように考えているのでしょうか。

2点目は、市民病院では、通院患者が地域の開業医で受診するよう促され、患者などから不安や不信が出ている。地域の開業医へ紹介する対象としている患者の基準は何か。また、開業医に紹介した患者数及び患者への説明はどのように行われているか。

3点目は、急性期医療に特化すると、入院してすぐに次の入院先を心配しなければならないこととなるが、受入先がないままの退院になるようなことはないのか。また、対策はどうか。

4点目、地域完結型の中核病院として位置づけられているが、この地域はどの範囲を指すのか。また、県の医療保健計画における位置づけとの関係は、どのようになっているのかお伺いをいたします。

2番目は、開院における交通量の増加と安全対策についてです。病院の配置計画では、車両の乗り入れは、一般車両、救急車両、職員及びサービス車両の出入り口を分離し、出入り口には、滞留スペースを確保、また、ロータリーは路線バス、コミュニティバスの乗り入れに対応、周辺交通への影響をできるだけ与えない計画とするとしています。

しかし、新病院の主要道路は狭く、周辺は住宅地です。地域住民や利用者などからの車両等への増加による渋滞や事故などを懸念する声が出されています。

そこで1点目、病院を訪れる自家用車、シャトルバス、循環バス等の車両の予測される台数及び時間帯はどうか。

2点目は、救急車両等の搬送数等の予測はどうか。

3点目、病院における車両の交通の安全確保については、どのように考えているのか。

4点目は、病院関係車両等の増加で、病院周辺の主要道路、住宅地内の交通量の増加が懸念されるが、地域への影響を病院としてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

最後になりますが、ごみ処理事業についてです。

広報紙、とうかいですが、1月1日、15日の合併号に、新しいごみ処理施設の建設に向けての記事が掲載され、今後、施設内容や建設候補地の検討状況など、広報紙やホームページなどで情報提供をしていきますと、記載されていました。

ごみ処理施設建設に当たっては、大量生産・大量消費の現在社会にあつて、さらなる循環型社会、環境にやさしいまちづくりを進めることが求められています。とともに、将来人口予想、展望を明らかにして、炉の大きさや処理システムをどうするか、環境面、経済面から幅広く検討する必要があります。

また、建設地をどこにするかも大きな問題です。同時に、一番大事なことは、両市民の皆さんの合意を得ることです。そのためには、市民の声を直接聞く場を設け、わかりやすい資料を提示し、疑問や意見、市民要望などやりとりできる双方向の情報交換が必要と考えます。

そこで、改めて、一部事務組合でごみ処理を行った場合のメリットをどのように考えているのか。また、課題はどうか。

2点目は、建設候補地の問題、基本構想策定の検討について、両市民からの意見聴取や情報公開が必要であるが、どのように考えているのかお尋ねをし、一般質問を終わります。

管理者（鈴木淳雄）

辻井タカ子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1の新病院開院における課題等についてでございますが、二次救急医療体制の強化や地域医療機関との連携、協力の強化など、二次医療を担う地域の中核病院としての役割が果たせるよう、開院準備を進めてまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、医療監及び担当部長から答えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

医療監（浅野昌彦）

質問事項1、新病院開院における課題等についての1点目、公立病院として果たすべき役割と目指すべき病院の姿についての考え方及び課題についてでございますが、知多半島医療圏の北西部地域に求められる、二次救急医療や質の高い医療サービスを住民に安定的に提供するとともに、本地域の医療機関が安心して患者を紹介できる地域完結型の中核病院となることを新病院の果たすべき役割と考えております。

この役割を実現していくために、救急医療の充実した病院、質の高い医療を提供する病院、地域医療と医療連携を強化した病院、健全で安定した経営のできる病院、この4つを目指すべき病院像として考えております。



これらの役割、病院像を実現していくため、新病院の医療体制の構築や人材の確保に努め、5月の開院を迎え、開院後におきましても、さらに拡充、スタッフの育成をしていくことを課題と考えております。

さまざまな不安がおりますが、2病院を統合して、新しい病院をつくっていく、この新しい地域の医療機関として、全力を尽くしていきますので、どうぞ御期待ください。

病院事業部長（天木洋司）

続きまして、2点目、地域の開業医へ紹介する患者の基準と紹介した患者数及び患者への説明はどのように行われているかでございますが、地域完結型の医療が必要となっていく中、新病院は、地域の中核病院として、急性期の入院治療や専門性の高い外来診療を行ってまいります。

そのため、主に地域のかかりつけ医からの紹介を受けて、より高度な医療を提供してまいります。

現在、東海、知多両病院に通院されている患者さんにつきましては、治療により病状が安定し、診療所での対応が可能となった方は、かかりつけ医に逆紹介をさせていただくことをお勧めしております。

新病院開院後は、患者さんのその時々病状に合わせて、新病院とかかりつけ医とで役割分担をし、継続的な治療を行ってまいります。

次に、開業医に紹介した患者数は、東海市民病院では、平成25年度1,125人、平成26年度は12月までで1,743人、知多市民病院では、平成25年度3,110人、平成26年度は、12月までで3,711人でございます。

患者さんへの説明といたしましては、各診療科で病状が安定している方を対象に、新病院の機能を含め、かかりつけ医の受診をお勧めしておりますが、説明を補足するため、ポスターの掲示、院内の広報誌、説明文書の配布、相談窓口の設置などを行い、患者さんに安心していただけるような対応に努めております。

続きまして、3点目、急性期医療に特化することで、受入先がないままの退院になるようなことはないのか。また、対策はどうかでございますが、退院後、多くの患者さんは、もとどおりの自宅生活に戻られますが、療養型病棟や回復期リハビリテーション病棟などを持つ病院への転院、介護施設への入所、訪問看護などの在宅療養を受けながらの自宅生活を選択することになる患者さんも少なからずございま

す。

そのため、新病院では、入退院支援や地域医療機関との連携などの部門を統合運用する患者サポートセンターを設置し、看護師や医療ソーシャルワーカーなど、専門職を配置し、対応してまいりますので、受入先がないままの退院ということはありません。

患者サポートセンターでは、患者さんの入院時点から、退院後の生活をイメージできるようなさまざまな情報を収集し、主治医を初め、ほかの医療機関や介護保険事業者などと連携し、それぞれの患者さんに合った場所で、退院後の生活を送っていただけるよう支援してまいります。

さらに、緩和ケア病棟の充実にも取り組み、初期医療から終末期医療まで、患者さんやその家族が安心して、質の高い療養生活を送ることができるように支援してまいります。以上です。

総務部長（小川隆二）

続きまして、4点目、地域完結型の中核病院として位置づけているが、この地域は、どの範囲を指すのか。また、県の医療保健計画における位置づけとの関係はどのようになっているのかについてでございますが、地域の範囲につきましては、東海市、知多市を中心とする知多半島北西部地域を指しております。

また、県において、平成26年3月に策定された、知多半島医療圏保健医療計画では、救急医療対策の中で、「当医療圏北部における救急医療の確保を図るため、東海市と知多市が両市の病院事業を経営統合し、平成27年に新たな病院として、公立西知多総合病院が開院する予定です。この新たな中核病院は、二次救急を確実に受け入れるための救急科が設置され、ICU、救急病床が配置される予定であり、地域医療再生計画に基づき、その整備を支援します」と明記されるなど、知多半島医療圏の中で明確に位置づけをしていただいております。

病院事業部長（天木洋司）

続きまして、質問事項2、開院における交通量の増加と安全対策についての1点目、病院を訪れる自家用車、シャトルバス、循環バス等の車両の予測される台数及び時間帯はどうかでございますが、来院患者さんの自家用車は、一日当たり860台を見込み、ピークの時間帯は、午前9時から午前11時まで、概ね430台と推定をいたしております。

患者送迎用のシャトルバスは、1時間当たり6便程度運行するほか、東海知多両市のコミュニティバスも合計で、最大1時間当たり4から5便程度が乗り入れると聞いております。

続きまして、2点目、救急車両等の搬送数の予測はどうかでございますが、平成25年4月から平成26年12月までの救急車搬送受入実績は、東海、知多両病院で、4,579件、1日平均7.2件でございます。

また、近隣の医療機関として、市立半田病院、大同病院、国立長寿医療センター、中京病院、南生協病院等がございますが、これらの医療機関に、平成25年4月から平成26年12月までの期間で、東海、知多両市救急隊が救急搬送した件数は、4,538件、1日平均では、7.1件でございます。

両市から近隣の医療機関に救急搬送されていた患者の概ね7割程度を新病院で受け入れることを想定いたしますと、新病院での救急搬送受入件数は、1日平均12.2件となる予測でございます。

続きまして、3点目、病院における車両の交通の安全確保について、どのように考えているかでございますが、新病院では、一般車両が乗り入れる西側の出入り口からは、駐車場正面ゲートまでの動線を長くするとともに、駐車場へ向かう車線に加え、バス、タクシー、送迎専用車線も整備し、駐車場出口についても、正面ゲート、南ゲートの2カ所とすることで、安全で円滑な場内通行の確保と混雑緩和を図ってまいります。

また、警備員を要所、要所に配置し、特に、車両の乗り入れが集中する午前中の時間帯を中心に、増員配備する等、機動的かつ効率的に利用者の交通誘導、安全確保を図ってまいります。

続きまして、4点目、病院関係車両等の増加で、病院周辺の主要道路、住宅地内の交通量の増加が懸念されるが、地域への影響を病院としては、どのように考えているかでございますが、旧東海市民病院と比較いたしますと、外来患者数や救急搬送数の増加が予想され、それに伴って、周辺道路の交通量は、増加するものと考えております。

特に、救急車につきましては、サイレンを吹鳴しながら走行することになりますので、できるだけ周辺住民の御迷惑にならないよう、病院近辺ではサイレンをとめて、場内まで搬送できるよう、東海、知多両市消防本部をはじめ、近隣の消防本部

とも協議を進めてまいります。

また、周辺道路の交通量増加につきましては、病院出入り口への警備員配置とともに、周辺道路対策について、東海市と協議を重ねてまいります。以上でございます。

総務部長（小川隆二）

質問事項3、ごみ処理事業についての1点目、一部事務組合でごみ処理を行った場合のメリットをどのように考えているのか。また、課題はどうかでございますが、ごみ処理は、市町村の事務であることから、地方自治法に基づき、一部事務組合において共同処理を行うことができるとされており、国が推進する、ごみ処理の広域化に基づき、愛知県が策定した、第二次愛知県ごみ焼却処理広域計画を受けて、両市において、ごみ焼却施設等を統合することが合意され、昨年12月から本組合において、組合事務を開始しております。

一部事務組合で、ごみ処理を行う場合のメリットといたしましては、施設が一つになることで、効率的な施設運営による経費の削減が可能になることに加え、効率的な焼却を行うことにより、ダイオキシン類等の排出量が削減でき、環境に与える影響も少なくなります。

さらに、エネルギーを効率よく回収できる施設を導入することで、国の循環型社会の形成に係る交付金事業の対象となります。

また、事業主体が一本化されることで、施設の建設を進めていく上で必要となる、ごみ処理基本構想の策定や環境影響評価の手續に関する事務などへの着手が速やかにできるものと考えております。

主な課題としては、ごみ及び資源の分別方法、分別方法に合わせた収集体制、資源化施設を含めた処理体制などについて、両市において異なるところがありますので、こうした課題に対して、両市と協力して、統一または統合に向けた調整に取り組んでまいります。

続きまして、2点目、建設候補地の問題、ごみ処理基本構想策定の検討について、両市民からの意見聴取や情報公開をしていくことが必要であるが、どのように考えるかでございますが、今後のスケジュールとしまして、建設候補地の選定をことしの9月ごろまでに行い、環境影響評価の手續の第一段階となる、環境配慮書の案を10月ごろに公表し、ごみ処理基本構想を12月に策定する予定としております。

ごみ処理基本構想においては、基本構想に関する調査、研究等を行うための検討委員会を設置し、公開により開催することで、市民の傍聴ができるように努めてまいりたいと考えております。

環境配慮書の案を公表した後に、市民説明会を開催し、建設候補地の選定、環境配慮書の案及びごみ処理基本構想の案について説明を行い、市民からの意見聴取を行う予定をしております。

また、環境配慮書の案、ごみ処理基本構想の案については、パブリック・コメントも実施する予定であります。

こうした事業の進捗状況や内容について、ホームページや両市の広報紙に掲載するとともに、地域住民に周知するためのパンフレットを作成し、情報提供に努めてまいります。

議長（江端菊和）

辻井議員、再質問または要望がありましたら発言を許しますが、質問時間10分を切っておりますので、そこら辺しんしゃくしてお願いいたします。

7番議員（辻井タカ子）

では、最初に医療監のほうから、果たすべき役割、目指すべき病院ということで、非常に任せてほしいということで、強い意欲が表明されましたので、ぜひ市民の皆さんに充実した病院として親しまれ、温かい病院として実施していただきたいということを最初に申し上げながら、一つは、この目指すべき病院像を実現していくために、基本構想計画の中でも書かれておりますけれども、地域医療と医療連携を強化した病院をつくり上げていかないと、急性期病院だけでは、市民の皆さんの健康、また、生活支援というのは、非常にできないのではないかとこのように思っています。

そうした面から、ぜひ地域完結型の中核病院とするということと、地域連携ということをも市民の皆さんに、やはりしっかり一緒に考えていただいて、地域の中で、地域医療を守り育てていく、我々の病院なんだという、そういう意識を醸成していただきたいと思います、その中で、市民の皆さんにも納得をしていただける急性期病院としての役割が果たしていけるのではないかとこのように思いますので、その点はどうかということをお尋ねいたします。

それともう一つお尋ねしたいのは、退院のところなんですけれども、安心をして

地域医療に任す、かかりつけ医のほうに紹介してみえるということでしたが、紹介された市民の方は、不安を持ってみえるんですね。

今度の市民病院では、私たちは診てもらえない、とりわけ病院の近くの住民の方々は、そこが市民病院がかかりつけ医だったわけですね。だが、それはもうだめなんだよということが言われれば、不安でどこへ行ったらいいいのかということがわからない。それなら市外の病院に行ってもいいんじゃないかというような発想にもなりかねませんので、そののところでは、ここで言いますのは、3番ですけれども、退院のところの説明をしっかりとさせていただきたいということと、市民病院がよいという方についての対応をどのように考えているのかという点について、再度お尋ねをさせていただきます。

それと、あとは2の4のところですけど、病院の交通量の問題ですけれども、駐車料金が有料化になります。近隣への不法駐車が私はふえるのではないかというふうに懸念がされているわけですけれども、市民の方々へのそうした議論というのはなされているのかどうかということについてお尋ねをいたします。

議長（江端菊和）

3問ですね。答弁をお願いします。

医療監（浅野昌彦）

御指摘のとおり、これからの病院は、地域医療機関、特に開業医さんと連携を保っていかないと、一病院で全てを行うことは不可能です。新病院におきましても、地域医療機関との連携というのは、大きな柱として考えておりますので、今、御指摘のと通りの運用をしてみたいと思います。

あと、患者さんに、紹介したときに不安を持たれる。これは、現場での対応がやはり言葉足らずというのはあります。私も患者さんに不安がないように、これからは、あなたはこの病院の患者さんであるということを必ずお伝えくださいということは、スタッフに徹底しておりますが、やはり言葉足らずなこと、また、患者さんの受けとめ方によって、いろいろ変わりますので、そういった不安の声は少なからずです。今後とも改善してまいります。

病院事業部長（天木洋司）

それでは、3点目になりますが、近隣の不法駐車等のことですが、今回駐車場の有料化ではございますが、一応、外来の患者さんにつきまして、減免措置

等を講じてまいりますので、また、十分な駐車場のキャパシティを持っており  
ますので、近隣への不法駐車等は防止できるものと考えております。以上でござ  
います。

議長（江端菊和）

辻井議員、よろしいですか。

7 番議員（辻井タカ子）

ありがとうございます。これで終わります。

議長（江端菊和）

以上で、辻井タカ子議員の一般質問を終わります。

次に、6 番神野久美子議員の発言を許します。

6 番議員（神野久美子）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、新病院のシステムについて質問します。

市民の皆様は、二次救急の病院になるという話をすると、せっかく近くにすば  
らしい病院ができたと思っていたら、紹介状がないと受診できないのですかとびっ  
くりされます。

市民の皆様は、何でも診てくれる病院ができたと思ってみえる方が多いよう  
です。このままでは、風邪や軽い腹痛などで、西知多総合病院に受診される可  
能性が大きいと感じます。市民病院の受診中の方々には、どのような対応を  
しているのでしょうか。

また、市民への周知をどのように考えているのでしょうか。

質問要旨 1、二次救急の病院であることを市民にどのように周知していくのか  
お伺いします。

次に、新たな外来患者さんの呼び出しシステムについてです。今、プライバシー  
に配慮した取り組みが広がっています。患者さんが、受付をすると、タブレッ  
ト型端末を受け取ります。画面には、診察や検査の予定時間が表示され、順番  
がくると、振動や音で知らせてくれるというものです。

専用端末を利用して、口頭で呼び出しをしません。また、携帯電話やスマート  
フォンに、メールを送りお知らせをする取り組みもあります。

患者さんが、受付すると受付表に印刷されたQRコードを患者さんが自分の携  
帯電話で読み取ります。順番がくると、呼び出しのメールが届きます。名前や  
病名な

ど知られたくないという方に好評です。

待合室で座っている必要もなくなり、自由に時間を使うことができます。患者さんサービスの向上に大変有効だと考えます。

質問要旨 2、新たな外来患者の呼び出しシステムの導入を考えているか、お伺いします。

次に、病院の待ち時間についてです。厚生労働省の2011年の調査によりますと、全国の大病院の診療までの待ち時間は、30分以上が全体の48%、一時間以上の中に3時間以上も含まれますが、26%にのびります。

また、診察までの待ち時間が40分以上になると、不満を抱く患者さんが35%以上となり、一気にふえるという調査があります。

病院の待ち時間を利用して、豆知識講座を実施しているのは、瀬戸市の公立陶生病院です。病院スタッフや救急隊員等が講師を務めています。

インフルエンザ、糖尿病、白内障、応急手当など、毎回違うテーマについて解説します。毎月10回前後開催し、各回一時間程度です。待ち時間に関する苦情は、講座を開く前に比べて、件数が40%程度減ったそうです。

質問要旨 3、病院の待ち時間を利用して、健康講座を開催する考えはあるかお伺いします。

次に、質問事項 2、ママナースへの支援について質問します。新病院では、院内保育が実施され、ママナースにとって働きやすい環境となります。

さらに、子供を産んでも働き続けられるワークライフバランスに取り組むことができると考えます。

6歳までの子を持つ看護師は、短時間勤務が可能で、夜勤も月3回程度に抑えられるようにする。夜間専用看護師を配置する。看護補助者をふやして、療養の世話などは任せる。時間帯や出勤日が選べる短時間正社員など、多様な働き方ができるなどです。

以上の取り組みをして、人手不足の解消や離職率を下げることに成功している病院が少数ですがあります。

質問要旨 1、看護師の年齢構成は、どのようになっているか。2、多様な働き方ができる取り組みを考えているか。以上お伺いして、第一質問を終わります。

管理者（鈴木淳雄）



神野久美子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1の新病院のシステムについてでございますが、新病院開院時に、患者さんが安心して診療が受けられ、検査待ち時間なくスムーズに運用ができるよう、電子カルテ等、情報システムの運用は重要と考えており、運用については、リハーサルを通じて、確認、見直しを行ってまいります。

各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長から答えさせますので、よろしく願いをいたします。

病院事業部長（天木洋司）

質問事項1、新病院のシステムについての1点目、二次救急の病院であることを市民にどのように周知していくのかでございますが、公立西知多総合病院は、地域の中核病院として、東海、知多両市の患者さんを中心に、急性期の入院治療や専門性の高い外来診療を行うとともに、地域の二次救急を担う病院として、救急患者の治療を行ってまいります。

また、急性期医療や二次救急医療を安定的に提供するためには、地域の開業医の先生方との連携が必要不可欠であり、治療においても、かかりつけ医との役割分担が欠かせないものとなってまいります。合わせて、地域住民の皆様にも、急性期医療やかかりつけ医に関する御理解と御協力をお願いしてまいります。

そのため、両市の広報、病院だより、病院の掲示物、案内チラシなどを通じて、きめ細かな周知を図ってまいります。

続きまして、2点目、新たな外来患者の呼び出しシステムの導入を考えているかでございますが、新病院の外来患者呼び出しシステムは、現在の知多市民病院の外来患者呼び出しと同様のディスプレイによる案内表示システムを導入いたします。

新病院の各外来ブロック受付に、大型のディスプレイを設置し、診察が近づいた患者さんを診察前待合へ誘導いたします。

診察前待合では、各診察室入り口のディスプレイに、診察中の患者さんと次にお呼びする患者さんの案内を表示いたします。呼び出し表示は、患者さんの受付番号とし、個人情報の保護を図ってまいります。

また、視覚障害のある患者さんには、職員が対応を配慮してまいります。

外来患者さんの呼び出し方法につきましては、患者さんにとって、なれ親しんでいるディスプレイ案内表示といたしましたが、開院後の外来患者の状況等を踏まえ

ながら、受信用端末の貸出等についても、調査研究してまいります。

続きまして、3点目、病院の待ち時間を利用して健康講座を開催する考えはあるかでございますが、新病院の開院当初は、診察や会計等の待ち時間を少しでも短縮することが当面の課題と考えております。待ち時間における健康講座につきましては、患者さんが移動することで、ディスプレイの案内表示を見逃す恐れもあり、開催は考えておりませんが、総合受付や各外来ブロック受付などの大型ディスプレイには、診察案内のほか、患者さんへのお願い事項や各種情報提供とともに、健康情報の提供も行ってまいります。

また、定期的に健康管理や疾病への認識を深めるための市民講座を開催してまいります。

続きまして、質問事項2、ママンースへの支援についての1点目、看護師の年齢構成はどのようになっているかでございますが、助産師、保健師なども含めた常勤看護職330人の年齢構成は、2月1日現在で、20代65人、19.7%、30代118人、35.8%、40代101人、30.6%、50代46人、13.9%となっており、平均年齢は38.2歳でございます。

続きまして、2点目、多様な働き方ができる取り組みを考えているかでございますが、新病院では、現行の育児に伴う短時間勤務、部分休業、子供の看護休暇に加え、新たに院内保育所を設置し、24時間保育、一時保育、病児・病後児保育も実施してまいります。

さらに、夜勤に従事できる臨時看護師の確保や御家族が育児のできる曜日に夜勤を入れるなど、シフトの調整も柔軟に行ってまいります。

また、子供の行事等を理由とした休暇取得についての配慮や病棟における2交替、3交替勤務についての本人希望の考慮など、子育て中の看護師に対する支援を行ってまいります。

議長（江端菊和）

神野議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

6番議員（神野久美子）

再質問を2点お願いします。

質問事項1の1なんですけれども、今、広報等で周知をしていくというふうにおっしゃって見えましたが、現状の認識ですね。私は、そういう二次救急の病

院ですよということになるべく多くの方々に知っていただくということで、あらゆるところでお話をしているんですけども、なかなか二次救急の病院であるということを認識している方が、私は少ないなというふうに感じたんですけども、その辺の現状の認識はどうかということを再質問させていただきます。

それから、質問事項1の3なんですけれども、先ほど、市民講座も実施していただけるというお話で、大変うれしく思いますけれども、具体的には、どのように実施をしていくお考えなのか、お伺いします。

病院事業部長（天木洋司）

まず、1点目の二次救急に関する認識でございますが、現状、確かに、両市広報、その他、院内におきましても、さまざまな掲示等、それから、患者さんへの御説明等を行っております、徐々にではございますが、認識につきましては、御理解をいただいていると思っておりますが、今後ともですね、やはり患者さんの御理解と御協力が第一でございますので、より多くの患者さんに御理解をいただけるよう努力してまいります。

それから、次に、定期的に行われている市民講座でございますが、現在におきましても、知多市民病院におきましては、すばらしき腎生、人の字を腎臓の腎とかけ合わせた言葉でございますが、そういったすばらしき腎生かなというような、腎臓に関して、それから、糖尿病教室というのが市民講座として行っておりますので、こういった講座について、今後とも充実をさせていきたいとそういうふうに思っております。

議長（江端菊和）

神野議員、要望がありましたら発言を許します。

6番議員（神野久美子）

要望を1点お願いいたします。

先ほど、質問事項の1の2なんですけれども、ディスプレイを活用して、さまざまな取り組みをしていくということだったんですけども、私は申し上げましたように、呼び出しシステムを導入していただきますと、例えば、携帯電話の場合ですと、病院の中にいなくても、ちょっと銀行に行ったりとか、ちょっと用事があって、病院の外に出ても、そちらのほうにメールが届いてというそういったシステムですので、ぜひ先ほども調査研究をしてまいりますということでしたが、調査研究して

いただきまして、導入していただける方向でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

議長（江端菊和）

以上で、神野久美子議員の一般質問を終わります。

続いて、13番島崎昭三議員の発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

それでは、一般質問をさせていただきます。

医師不足を起因とした地域医療の崩壊を防ぎ、医療の高度、専門化を標榜し、救急医療に全ての対応を基本とする市民の安心を守る公立西知多総合病院の開院まで、カウントダウンがすぐそこまでになってきました。

そこで、公立西知多総合病院の開院に向けまして、7点に渡りまして質問をいたします。

1点目は病院の組織、機能、職員配置について、2点目に人事制度等構築支援業務委託により人事制度はどのように構築されたかについて、3点目に新病院開院支援等業務委託による内容を開院に向けてどのように活用するかについて、4点目に新病院の医療情報システムを活用して近隣病院間の連携をどのように考えているかについて、5点目に院内保育の運営について、6点目にシャトルバスの具体的な運営について、7点目に市民見学会の実施内容について、お伺いをいたします。

管理者（鈴木淳雄）

島崎昭三議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項1の公立西知多総合病院の開院に向けてでございますが、新病院の組織については、組織機能が十分に発揮でき、職員が働きやすい環境が必要と考えております。また、円滑に開院が迎えられるよう、新病院への交通アクセス等、関係機関と協議、検討を進めております。

各質問事項に対する答弁につきましては、担当部長及び担当部次長から答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

病院事業部次長（竹内慎二）

質問事項1、公立西知多総合病院の開院に向けての1点目、病院の組織、機能、職員配置についてでございますが、病院の組織構築につきましては、機能的であることを第一に検討してまいりました。

病院の機能は、職種別に機能分担を明確に図り、各分担業務をそれぞれ専門に教育を受けた医師や看護師、医療技術職により行うことで、その効果を最大限に発揮できるものと考えております。

そのため、新病院の組織機構につきましては、職種別の組織を基本に、医師を配置する医務局を初めとして、看護局、診療技術局、事務局の4局体制とし、各局の中には業務の効率的な運用ができるように業務別の部や専門別の科などを設置してまいります。

また、他職種で業務を行うことが必要な部署については、患者サポートセンターや、医療品質管理センターなど、7つの目的別施設を置くことにより、職種別組織から専門知識を持った職員が携わることができるような体制を構築してまいります。

配置する職員につきましては、組織の目標を達成できるよう、専門的な資格や知識を持った職員を活用し、組織の機能が十分に発揮でき、かつ職員が働きやすいような環境が確保できるよう配慮してまいります。

総務部長（小川隆二）

2点目、人事制度構築支援業務委託により、人事制度はどのように構築されたかでございますが、この人事制度構築支援業務委託は、現行の制度分析をもとに、他病院との比較や経営上の適正水準、人材確保の視点等を勘案し、新病院の適切な組織体制や人事制度の構築を図るため、医療制度にも精通したコンサルタントに業務支援を委託したもので、これにより、医療職に重点を置いた制度構築を行いました。

この中では、組織づくりや人事制度を目指すべき病院像を実現する重要な手段として位置づけ、経営の安定や人材確保を図る仕組みとするための方針を検討いたしました。

組織づくりでは、新病院の目標の実現を支えるため、その機能と課題を整理しつつ、組織と職制を組み立てました。

一方で、人事制度におきましては、現行の給与が、他の公立病院等と比較しても、平均的水準にあるという分析から、基本的に現行制度を引き継ぎ、統合を行っております。

このほか、支援業務の中では、組織の活性化と新病院の診療目標の実現を目的とした人事評価制度、職員自らの能力開発を支援する研修制度、さらに、福利厚生制度の統合の検討を行っておりまして、人事制度全体として、新病院の基本理念を支

える組織と人材の確保、育成を図る制度としたものでございます。

続きまして、3点目、新病院開院支援等業務委託による内容を開院に向けてどのように活用するのかについてでございますが、委託業務の内容といたしましては、各部門の総合運営マニュアルの作成支援や、運営リハーサルのサポート、また、医療機器の仕様調整や搬入計画、入院患者の移送、物品の移設といった、移転計画の策定などでございます。

2月初旬には、総合運営マニュアルを院内に周知しており、各担当者において、業務手順の確認に活用するほか、運営リハーサルにつきましても準備を進めているところでございます。

医療機器等に関しましては、仕様調整内容に基づき発注するとともに、搬入計画に基づき各物品の搬入業務を円滑に行えるよう調整を随時行っております。

また、移転計画につきましても、概要をとりまとめ、診療スケジュールを作成するなど、開院準備業務に活用しております。

病院事業部次長（竹内慎二）

続きまして、4点目、業務情報システムを活用して、近隣病院間の連携をどのように考えているかでございますが、団塊の世代が医療の必要度が高い、後期高齢者となる2025年を見据えますと、日常的な疾患や病状の安定した慢性疾患の患者さんが、大病院や地域の中核病院に集中した場合、医療の崩壊が危惧されているところでございます。

このようなことのないよう、それぞれの地域で日ごろの健康管理等は、診療所などのかかりつけ医が受け持ち、大病院や地域の中核病院は、入院治療や専門性の高い外来診療を受け持つことなど、病状に合った適切な医療を提供する地域完結型の医療が必要とされているところでございます。

医療情報システムは、地域完結型の医療を推進していくためのツールとして活用するものでございます。

新病院と東海、知多両市内の開業医を初めとする診療所や近隣の病院との間に、地域医療ネットワークを構築し、地域の医療機関同士が診療情報を共有することで、患者さんが病院やかかりつけ医のいずれでも受診することができる医療提供体制を構築することができるものと考えております。

続きまして、5点目、院内保育の運営についてでございますが、5月の開院に合

わせ、新病院に勤務する職員が安心して職務に専念できる環境整備の一環として、院内保育所「さくらんぼハウス」を開設いたします。

定員は30人で、0歳児から2歳児を対象に、通常保育のほか、早朝保育、延長保育を実施し、0歳児から小学校3年生までを対象に週2回、夜勤業務の際に利用できる、夜間保育を実施してまいります。

また、児童の病気により仕事に支障をきたす場合に、新病院に勤務する職員のほか、東海市、知多市に在住、在勤、在学する児童の保護者を対象に、一定の条件のもとで、病児、病後児保育も定員6人で、0歳児から小学校3年生までを対象に実施し、保護者の負担軽減も図っていくことを確保するものと考えております。

保育所の運営につきましては、効率的かつ安全安心で、充実したサービスを目指すもので、保育所運営実績のある業者に委託いたします。

続きまして、6点目、シャトルバスの具体的な運営についてでございますが、新病院では、14人乗り小型バス3台体制で、患者送迎用のシャトルバスを運行してまいります。

運行経路につきましては、朝倉駅、太田川駅及び南加木屋駅の3駅と病院間を運行いたします。運行頻度は、朝倉駅病院間は、概ね15分間程度、太田川駅病院間、南加木屋駅病院間は、それぞれ概ね50分間程度を予定しております。運行時刻は、診療受付開始時間の午前8時30分に余裕を持って各駅を午前7時台後半から8時過ぎにかけて始発運行し、午後4時台まで運行する予定でございます。

詳細なダイヤにつきましては、両市コミュニティバスのダイヤと調整した上で、3月中には、両市市民の皆様へ周知を図ってまいります。

総務部長（小川隆二）

続きまして、7点目、市民見学会の実施内容についてでございますが、市民見学会につきましては、3月21日、22日の土曜、日曜の2日間で開催する予定をしており、東海市、知多市両市の3月1日号の広報紙の新病院だよりの中で掲載するとともに、組合ホームページでも周知をしていく予定をしております。

見学ルートにつきましては、市民の皆さんが利用される1階の外来部門の診察室や中央処置室、放射線部門を見ていただき、エレベータで病棟階へ上がり、入院部門のデイルームや4床室や個室を見ていただいた後、ふだん、余り立ち入ることのできない3階の手術室や集中治療室を見ていただくなどのルートを検討しております。

す。

また、会場への交通アクセスにつきましては、多くの見学者が予想されるため、臨時のシャトルバスを運行するなど、病院周辺の渋滞緩和を図るとともに、見学者の方々の利便性を考慮するよう、計画しております。

議長（江端菊和）

島崎議員、再質問または要望がありましたら発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

それでは、答弁いただきましたので、4点再質問をいたしたいと思います。

まず、1点目の病院の組織、機能、職員配置の関係でありますけれども、この中で、臨床研修医の状況についてお伺いをしたいと思います。

それから、2点目は、6点目のシャトルバスの関係で、1つ目として、朝倉駅から公立西知多総合病院間の所要時間はどの程度を想定しているのか、お伺いします。

それに合わせまして、3点目の質問で、このシャトルバスのダイヤについては、3月21日、22日の市民見学会で案内ができないのかどうか、についてお伺いをいたします。

最後の4点目ですけれども、7点目の市民見学会の関係で、臨時のシャトルバスの配車停車について、お伺いをいたします。以上です。

病院事業部次長（竹内慎二）

臨床研修医の状況についてでございますが、来年度は、初期臨床研修医6人、後期臨床研修医2人の計8人の研修医を予定しております。

次に、朝倉駅から公立西知多総合病院間の所要時間は、どの程度を予定しているかでございますが、片道10分程度を予定しております。

次に、バスダイヤは、市民見学会で案内できないかでございますが、両市のコミュニティバスのダイヤが決定次第、速やかに調整を行い、市民見学会には、御案内できるよう準備を進めてまいります。

総務部長（小川隆二）

再質問の4点目、臨時のシャトルバスの配車計画についてでございますが、市民見学会での臨時のシャトルバスは、東海市役所と知多市役所から新病院への2ルート、各2台、東海市の北部と知多市の南部から、新病院への2ルート、各1台の計6台を配車する計画で準備を進めているところでございます。



議長（江端菊和）

島崎議員、要望がありましたら、発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

それでは、答弁を受けまして、要望を申し上げたいと思います。

まず、臨床研修医制度についてでありますけれども、今、多くの方が大病院を目指して、都会を中心として研修先を選んでいる傾向があるようでありまして、ここは、西知多総合病院を選んでいただいて、研修をしていただくことは、大変素晴らしいことであると思っております。

また、採用に当たって、関係者の皆様の並々ならぬ努力があるということであると思っておりますので、まず敬意を表しておきたいと思っておりますし、今後も継続して、この臨床医研修制度によって、若い医師の研修を十分に、この西知多総合病院でしていただく、以降この病院に勤務いただくと、そんな取り組みをお願いをしておきたいと思っております。

それから、2つ目は、院内保育でございます。先ほどの答弁で、両市民にも病児、病後児保育を担っていただくということでの答弁もございまして、大変うれしく思っております。

とりわけ、男女共同参画のもとで、女性の医師も年々ふえておりますし、また、看護師さんも出産、子育てによって、職場から離れる方も多いうふう聞いております。

そういった意味で、男女とも子育てがしやすい社会環境をつくるというのは、喫緊の課題であり、まさに、時宜を得た環境整備であると、このように考えておりますので、ぜひとも院内保育の運営については、こういったニーズを踏まえた中で、十分かつ適切な運営を行っていただきたいなというふうに思います。

それから、新病院へのシャトルバスの運行に当たっては、先ほど、名鉄電車の朝倉駅から概ね15分間隔で運行計画をいただきました。特に、現時点におきましては、知多市の南部地域の皆さんにとっては、利便性が高まるのではないかという期待をいたしております。

従って、利用状況を見ながら、また、今後検討をさらに加えていただきたいなというふうに考えています。

これらの一般質問で、深謀遠慮がしっかり手にとるようにわかりまして、一安心

をいたしているところでございます。

今、医療は、世界レベルで日々進歩をいたしております。医療職場における、現場におけるインフォームドコンセントの考え方が入っております、医師の仕事はふえるばかりでございます。

一方では、高齢者が増大をしております、がんだとか、生活習慣病など長い間、医療を受ける病気にかかる方が多くなってきております。

医療は、人が人に対して行うサービスでございます。職場で医療を行う医師の皆さん、看護師の皆さんが高い志を持って、仕事ができるようにしなければ、よい医療は実現できない、このように考えています。

釈迦に説法になるかもわかりませんが、いよいよ力を合わせて開院を迎えます。病院長のリーダーシップで、明確な病院の運営方針、メリハリのついた資源配分、さらには、人材の育成、それから、最新の病院経営手法の導入などを進めていただきまして、新しい病院が市民にとって、地域の皆さんにとって、素晴らしい病院となることを要望して、一般質問を終わりたいと思います。

議長（江端菊和）

以上で、島崎昭三議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

ここで、お諮りいたします。

開会后、1時間を経過しておりますので、この際、暫時休憩したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（江端菊和）

異議なしと認めます。

よって、ただいまから午前10時55分まで、約15分間休憩いたします。

---

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前10時53分）

---

議長（江端菊和）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、議案第1号「西知多医療厚生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第1号「西知多医療厚生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、議員の費用弁償に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第1号「西知多医療厚生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございます。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

日程第6、議案第2号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第2号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、非常勤特別職の職員の費用弁償に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第2号「西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成する方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第7、議案第3号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第3号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当

に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、職員の特殊勤務手当に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより、質疑に入ります。質疑の発言を許します。

6 番議員（神野久美子）

1 点質問いたします。

第 9 条の管理者が認める手当について、管理者が特に必要と認める作業、事務等に従事したとあるが、どのようなことが想定されるのか、お伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の管理者が特に必要と認める作業、事務等に従事した場合の想定でございますが、これまで両市ともこうした事例はございませんが、一部の職員に突発的に危険、不快、困難な業務が生じた場合で、天災や極めて危険性の高い感染症の治療などの業務の中で該当が想定されます。

議長（江端菊和）

ほかに。

8 番議員（伊藤正治）

1 点お願いいたします。

病院手当について、多数の特殊手当があるんですけども、1 人で複数の手当が該当することはあるのでしょうか。あるとすれば、どのような手当が当てはまるのかお伺いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の特殊勤務手当のうち、病院手当の複数支給の該当の有無、また、該当する手当についてでございますが、病院手当のうち、従事実績に伴う業務につきましては、その業務が恒常的な職員には月額を規定しており、看護師の特殊病棟業務と集中的な監視及び治療を要する病棟等勤務、放射線技師を対象とした放射線取扱業務が該当いたしますが、配属または職種で支給対象が限定され、これらの月額のもの併給になることはございません。

また、1 日を単位として規定されるものは、同様の業務で月額支給を受けるもの

を除き、業務の従事実績に基づき支給されますので、併給が可能となります。

1 1 番議員（夏目豊）

それでは、2点お願いします。

額の変更の有無とその内容について、2点目、病院手当の追加項目及び資格手当の新設の理由とその支給基準の根拠について、お伺いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、手当額の変更の有無とその内容についてでございますが、特殊勤務手当は、両市の手当を統合し設定しております。

このうち、夜間看護手当につきましては、深夜の全部を含む場合として手当額を新たに設定し、また、深夜・準夜勤務について、それぞれ現行の金額より200円から100円を増額しております。これは、県内公立病院の水準を下回っているため、近隣病院と同額まで手当額を改正いたしました。

2点目、追加、新設した手当項目の理由と支給基準の根拠でございますが、今回、新たに手当に追加したものとして、看護職に対するものでは、結核モデル病床、ICU、救急病棟等での勤務する場合を新設しており、他病院での手当額を参考とし、日額支給の額との整合も考慮し、設定しております。

資格手当は、従来、衛生センターでの施設管理に法令等で必要な資格に対して支給しております技術手当を改正するもので、病院におきましても、診療報酬加算を得るため、医療職個人の資格が必要なものがあり、病院が活用する資格について支給するものでございます。

この支給につきましては、国立病院の例を参考に規則で定めてまいります。

議長（江端菊和）

ほかに。

1 2 番議員（小坂昇）

2点お願いいたします。

第5条第2項第2号の特殊病棟勤務の額は、近隣の市民病院と比較してどのようになっているか。同じ内容で、第6条第2項、夜間看護手当の額は、近隣市民病院と比較してどのようになっているか、お伺いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、病院手当のうち、特殊病棟勤務の業務に対する額の近隣市民病

院との比較ですが、特殊病棟とは結核モデル病床を指しており、結核病床を持つ近隣の公立病院との比較では、月額を支給規定を持つ病院が1件で、月額4,000円、また、1日当たりの回数で支給する規定を持つ病院が1件で、日額300円とする例がございます。支給額は、これらの額とともに、ほかに支給される手当の額も含め、検討し設定しております。

2点目、夜間看護手当の近隣市民病院との比較でございますが、県内の同等規模以上及び近隣の市立病院の平均では、深夜の全部を含む場合が6,975円、深夜勤務が3,450円、準夜勤務が3,087円となり、ほぼ同一水準でございます。

13番議員（島崎昭三）

1点お願いします。

第6条の夜間看護手当についてであります。深夜の全部とは、労働基準法で定める22時から翌朝5時までを指すと思われましても、深夜勤務及び準夜勤務の時間帯は、何時から何時までを指しているのか、お伺いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の夜間看護手当における深夜勤務及び準夜勤務の従事時間帯についてでございますが、新病院では、深夜勤務が午前0時30分から午前9時15分まで、準夜勤務が午後4時30分から午前1時15分までの勤務体制を予定しており、このうちの深夜勤務に当たる時間が手当額の基準となっております。国家公務員の基準に合わせて、手当区分を規定しております。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第3号「西知多医療厚生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

( 賛成者 挙手 )

議長 (江端菊和)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長 (江端菊和)

続きまして、日程第 8、議案第 4 号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長 (小川隆二)

ただいま条例されました、議案第 4 号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、組織の再編成に伴い、職員の定数を変更するため改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (江端菊和)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13 番議員 (島崎昭三)

2 点お願いします。

1 点目は、管理者の事務部門の職員 28 人の組織別人員について、2 点目、病院事業の 699 人の職種別人員について、お伺いをいたします。

総務課長 (岩田光寿)

御質問の 1 点目、管理者の事務部門の職員 28 人の組織別人員についてでございますが、27 年度は、総務部が部長 1 人、総務課 5 人、衛生センター 4 人、ごみ処理施設建設課 4 人の計 14 人、看護専門学校が校長初め 13 人の計 27 人とし、定数より 1 人減とする予定でございます。

続きまして、2 点目、病院事業 699 人の職種別人員についてでございますが、病院事業につきましては、現状では、組合移管となった際の合計の定数を掲げており、今後、新病院の体制が固まった後、必要に応じて改正を検討してまいります。

また、定数では、職種別人員について規定がございませんが、27 年度新病院で



は、医師職 77 人、看護職 347 人、医療技術職 107 人、事務職 51 人、労務職 9 人で、合計 591 人を想定しております。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第 4 号「西知多医療厚生組合職員の定数条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第 9、議案第 5 号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました議案第 5 号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、組織の再編成に伴い、分掌事務を変更するため、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

1点お願いいたします。

新病院における病院経營業務はどこが担うのか、お伺いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の新病院における病院経營業務はどこか担うのかでございますが、現在、新病院の経営企画や施設整備計画は、総務部の経営企画課、新病院建設課と病院事業部の管理課で調整のもと事業を進めておりますが、本条例の改正により、これらを総務部の分掌事務から切り離し、総務部の経営企画課、新病院建設課を廃止いたします。

そのため、病院組織の中に経営に関し中心的な業務を担う経営戦略室を設置し、健全な病院経営を図るため、急性期病院としての収入の確保、経費の節減に努め、早期の安定経営を目指してまいります。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第5号「西知多医療厚生組合事務分掌条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

続きまして、日程第10、議案第6号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（天木洋司）

ただいま上程されました、議案第6号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、西知多医療厚生組合病院事業の病院名、診療科目、個室使用料等を変更するため改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

6番議員（神野久美子）

2点お願いいたします。

第4条第2項、どのようなときに減免をされるのか。

2点目、個室使用料の積算根拠は何かお伺いします。

開院準備室長（下谷裕一）

御質問の1点目、第4条第2項、どのようなときに減免されるのかでございますが、外来受診患者に対する減免として、受診当日に限り無料となる減免を、また、見舞客等一般来院者に対する減免として、最初の1時間を無料とする減免などを予定しております。

医事課課長（岩堀良治）

御質問の2点目、個室使用料の積算根拠は何かについてでございますが、面積及び設備において、新病院の有料個室と同水準にある県内公立病院の個室使用料を比較検討して積算をいたしました。

病床数の約30%を占める139床の有料個室のうち、個室A10床及び個室B43床については、稼働率を高めることを目的として、比較検討した中でもより安価な個室使用料に水準を合わせ、利用しやすい金額を算定をしております。

議長（江端菊和）

よろしいですか。

7番議員（辻井タカ子）

ちょっと重複いたしますけれども、1時間100円としたということで、理由は何かということで御答弁がありましたので、減免のところもございましたけれども、

減免とした外来と一般外来、一般の最初の1時間、それから、外来当日のみというふうにお聞きしましたがけれども、そういうふうにしたのは何か調査、検討された調査項目はあったのかということと、もう一つは、障害者の方だとかが見えるわけですけれども、そうした方たちへの減免は・・・。

駐車場使用料の額を1時間100円とした理由、それから、第4条第2項の減免の対象となる事例はどのようなものかということと、2つ目には、分娩料の値上げはなぜかと。また、個室料に関する厚生労働省の通知の周知はどのようにするのかという点の2点について、よろしく申し上げます。

開院準備室長（下谷裕一）

御質問の1点目、駐車場使用料の額を1時間100円とした理由は何か、また、第4条第2項の減免の対象となる事例はどのようなものかでございますが、駐車場使用料の金額につきましては、近隣の他の公立及び私立の総合病院の駐車場使用料、また、東海市公共駐車場及び朝倉駅前駐車場の駐車場使用料を参考に、同等の水準となるように設定いたしました。

減免の対象となる事例につきましては、外来受診患者に対する減免として、当日に限り無料となる減免、また、見舞客等一般来院者に対する減免として、最初の1時間を無料とする減免などを予定しております。

医事課課長（岩堀良治）

御質問の2点目、分娩料の値上げはなぜか、また、個室料に関する厚生労働省の通知の周知はどのようにするかでございますが、はじめに、分娩料につきましては、現行の料金は、平成7年度に、東海市民病院において設定された金額でございます。現在まで一度も改正されていないことから、県内の公立病院などの料金設定を参考として見直しを行いました。

新病院の施設、設備が一新され、出産しやすい環境を整えることと、子育てをする家庭の経済的な負担に対する配慮を考え、引上げ幅の圧縮に努め、出産費総額が同規模の市立半田病院とほぼ同額となるよう積算した結果、1万5,000円の引上げとなるものでございます。

次に、個室料に関する周知といたしましては、厚生労働省令保険医療機関及び保険医療養担当規則に従い、個室料に関する情報を入院受付への窓口への掲示、入院患者さんに配布する入院案内のパンフレットへの掲載及び病院ホームページへの掲

載を行ってまいります。以上でございます。

議長（江端菊和）

よろしいですか。

7番議員（辻井タカ子）

今、御答弁言われましたが、他の病院とか駅周辺の駐車料金を勘案してということですが、公共施設は、原則無料とするべきではないかというふうに思っているわけですね。

とりわけ、東海市、知多市の病院は、これまで無料であったということからしまして、決して100円というのは、通常の固定価格みたいなことでは済まされないのではないかというふうに考えますけれども、病院としての駐車場のあり方については、どのように考えられているのかと。

それと、今、とりわけ障害者の方たちに、駐車料について減免されている病院もございますし、4時間の間は一律100円にするよとか、軽減されてみえる病院も多々ございます。

そうした点から言いますと、今回の1時間100円という設定の仕方が、市民の方たち、患者さんに対して決して優しい料金設定ではないというふうに思いますのが、そのあたりの検討、障害者の方含めて、検討は病院としての位置づけからして、どういうふうに検討されてきているのかということについて、お尋ねを1点します。

2番目の個室料に関する厚生労働省の通知なんですけれども、今、個室料については、丁寧な説明がなくて、あたかも4人部屋がないから個室へというような扱われ方がされて裁判にもなるというふうになっていまして、患者さんがきちっと選択できるような条件を整えていくという必要があると思うんですね。

そういう点では、お医者さんが個室もあるけれどもというような、きちっと説明をされていくべきだというふうに思うんですけれども、ただ、パンフレットでというふうではなくて、病院側の説明責任としては、どういうふうに個々の方にわかるように選択肢があるんだよということがわかるように、丁寧な説明をされる意向があるのかどうかについて、2点よろしくお願ひいたします。

開院準備室長（下谷裕一）

駐車場使用料につきましては、病院利用以外の不適切な駐車や放置自動車の防止対策、それと、患者さんの駐車スペースの確保の方法として徴収するものでござい

ます。外来患者さんの受診等、病院本来の利用者につきまして、利用者に応じて減免していくものでございます。

また、障害者の方の使用料につきましても、患者さんと同様、外来当日の減免を行ってまいります。

医事課長（深谷篤孝）

個室の御説明でございますけれども、新病院では、患者サポートセンターというところで、入院受付というのをやっていきます。

そこで、患者さんから入院希望等を説明して、入院案内パンフレット等に記載していくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

9 番議員（渡邊眞弓）

1 点お願いいたします。

個室使用料の産科 L D R 個室の内容について伺いいたします。

医事課長（深谷篤孝）

御質問の個室使用料の産科 L D R 個室の内容についてでございますが、L D R は、陣痛、分娩、回復、それぞれの英語表記の頭文字を並べたもので、陣痛室、分娩室及び回復室が一体となった個室でございます。

多床室や有料個室を利用した場合でも、出産までの経過に応じて、病室から陣痛室へ、また陣痛室から分娩室へ、分娩後の分娩室から病室へと移動しなければならないことによる妊婦の心身の負担を解消し、快適な出産環境を提供する目的で設置いたしました。

なお、新病院では、産科 L D R 個室は 1 室となっておりますので、多くの方が利用できるよう、分娩後は約 5 時間の回復時間をとった後に、産科 L D R 個室を退室していただいて、別の病室に入室していただく運用とする予定でございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

1 1 番議員（夏目豊）

通告は 3 点ですけれども、2 点でお願いいたします。

1点目、診療科目は全てが開業できる体制なのか、お伺いします。開業できないのであれば、診療科目として掲載する必要はなく、開業できる目途が立った時点で改正すべきだと思うが、その理由についてお伺いをいたします。

2点目は、先ほど分娩料や個室使用料は説明がございましたが、ほかに使用料、手数料の額が上がった理由と根拠について、答弁があればお願いをいたします。以上です。

医事課課長（岩堀良治）

御質問の1点目、診療科目は全てが開業できる体制か。開業できないのであれば、診療科目として掲載する必要がなく、開業ができる目途が立った時点で改正すべきだと思うが、その理由についてでございますが、懸案であった、精神科の医師確保につきましても目途が立ち、今のところ、診療科目全てについて開業できる見込みでございます。

ただし、産婦人科につきましては、開業できる見込みではございますが、分娩の取り扱いにつきましては、安全のため、常勤医3名の配置が必要と考えており、条件が整うまで見合わせる予定でございます。

引き続き、常勤医の確保に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

また、現時点で開業ができる目途が立っていない場合におきましても、あらかじめ改正をしておくことにより、準備が整った時点で直ちに開業ができ、速やかに患者さんへの医療提供が開始できるというふうな考えでございます。よろしくお願いをいたします。

医事課長（深谷篤孝）

御質問の2点目、分娩料と個室以外のもので値上げということなのですが、選定療養費に係る初診料につきまして、病院と診療所が役割を分担し、病診連携を推進するために設けられたものであることから、まずは、かかりつけ医を受診していただき、専門性の高い外来診療や入院治療が必要となった場合に、かかりつけ医の紹介状をお持ちになって、御来院いただく病院であるという趣旨を患者さんに御理解いただき、新病院とほぼ同規模の県内の公立病院の算定例を参考として引き上げるものでございます。

最後に、死体検案料につきましても、今後検案を実施する機会が増加することを想定し、県内の公立病院の算定例を参考として引き上げるものでございます。以上

でございます。

#### 12番議員（小坂昇）

先ほど、個室使用料の積算根拠については説明があったわけですが、個室Aにつきましては、1日1万2,960円と高額かなというふうに思っていますので、これについて、要するに個室Aの1万2,960円と個室Bの6,480円、これが適正であるという積算について、説明があればお聞きいたします。

#### 医事課課長（岩堀良治）

御質問の個室使用料について、個室Aの1日1万2,960円と個室Bの1日6,480円を適正な額とした積算についてでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、面積及び設備におきまして、新病院の有料個室と同水準にある県内公立病院の個室使用料と比較検討して、積算をいたしております。

ただし、個室Aにつきましては、当初、1万5,000円程度というのが適正ではないかというふうな判断をしておりました。ただ、稼働率を高めていきたいという目的もございまして、この1万2,960円という額に落ちついているということでございますので、よろしくお願いたします。

#### 13番議員（島崎昭三）

2点お願いたします。

別表の分娩料金の改定理由について、お伺いします。それから、もう1点は、別表のその他の項目におきまして、選定療養費に係る初診料変更した理由についてお伺いをいたします。

#### 医事課長（深谷篤孝）

御質問の1点目、別表の分娩料金でございますが、新病院の施設、設備が一新され、出産しやすい環境を整えることと、子育てをする家庭の経済的な負担に対する配慮を考え、引上げ幅の圧縮に努めております。

出産総額が同規模の市立半田病院とほぼ同額になるよう積算した結果、1万5,000円の引上げとなるものでございます。以上でございます。

#### 医事課課長（岩堀良治）

御質問の5点目、別表その他の項目において、選定療養費に係る初診料を変更した理由についてでございますが、選定療養費に係る初診料が、病院と診療所が役割分担し、病診連携を推進するために設けられたものでありますことから、まずは、



かかりつけ医を受診していただき、専門性の高い外来診療や入院治療が必要となった場合に、かかりつけ医の紹介状をお持ちになって御来院いただく病院であるという趣旨を患者さんに御理解いただくために、新病院とほぼ同規模の県内公立病院の算定例を参考にいたしまして、2,160円に引き上げるものでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

議案第6号「西知多医療厚生組合病院事業の設置に関する条例の一部改正について」反対の立場で討論をいたします。

この条例案には、使用料手数料が定められていますが、以下、反対がございしますので、意を述べていきます。

反対の理由の1つは、駐車場の有料化です。公共施設の駐車場、とりわけ病院の駐車場は、原則無料であると考えます。

2つ目は、個室料の問題です。個室料は、健康保険適用外で、全額患者負担となります。そのため、低所得者には負担が重く、療養環境に差別化が進みかねません。また、新病院は、個室の割合は、総病床数の30%程度と高くなっております。個室割合の拡大、値上げで個室料の差額収益は、2015年度の予算案の中でも2億円余りが見込まれているほどです。

次は、分娩料の値上げです。東海市民病院においては、安価ということで説明がされましたけれども、子育て世代を応援することからしても、今非常に重要な施策の一つとして、分娩料の値上げはするべきではないのではないかと考えます。

このように、直接患者さんや利用者に負担増を強いることになる条例改正については、承認できかねます。以上で、反対討論を終わります。

5番議員（工藤政明）

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております、議

案第6号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」原案賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は、新病院の設置を迎えるに当たりその所在地を明示したこと、診療科目については30の科となり内容の充実が図られたこと、分娩料、個室使用料等が利用しやすい水準に設定がされております。

駐車場の使用料は、外来患者などに対し、減免の措置が予定されているとのことで、利用者に配慮されたものとなっております。

つまり、今回の改正は、新病院の利用者にとりまして、大変重要な内容であるものと判断することができます。

以上、賛成の理由を申し述べ、賛成の討論といたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第6号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第11、議案第7号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第7号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、一般職の任期付職員の

採用等に関する規定を整備するため、制定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7 番議員（辻井タカ子）

それでは、任期付職員の採用状況、また、今後の予定を含めてはどうかと。採用があれば、専門分野はどのようになっているのかについて、よろしくお願いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の任期付職員の採用状況、予定と専門分野についてでございますが、現在、任期付職員は、東海市民病院で医師として1名、採用しております。

また、新病院では、病理診断を行う医師の任用を予定しております。

議長（江端菊和）

ほかに。

11 番議員（夏目豊）

1点お願いします。

第5条で任期を5年を超えない範囲と定めていますが、その根拠についてお伺いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の任期を5年を超えない範囲内と定めている根拠についてでございますが、この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき制定するもので、この法律では、職員の任期を3年以内とするもののうち、条例で定めることにより、最大5年まで延長できる規定があるため、ここで任期の特例として規定するものでございます。

任期付職員の任用は、長期継続雇用を前提としない期間の限られたものであり、また、正職員としての任用を前提とするものではないため、法律に沿って最大5年間という限定を規定するものでございます。

12 番議員（小坂昇）

第3条の第1項第1号の一定の期間内に終了することが含まれる業務や、第2号の一定の期間内に限り、業務量が見込まれる業務、これは、どのような業務を想定

されているのかお伺いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の任期付職員が採用できる業務の想定についてでございますが、これは、他市町の活用事例になりますが、東日本大震災からの復旧、復興に向け、一時的に増加している事業量に対応するため、用地買収、避難者支援、除染対策など復旧、復興に関する業務について、被災地を持つ自治体の任用や被災地支援のための派遣職員の任用に活用されております。

また、一定期間内で終了することが見込まれる職としては、公立保育園の民営化までの間の保育業務、国勢調査業務などに活用されております。

13番議員（島崎昭三）

2点お伺いします。

まず1点目は、特定任期付職員の採用は、どのような内容を想定しているのか、お伺いします。

2点目ですが、第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたと認められる職員とは、どのような業績を想定しているのか、お伺いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、特定任期付職員の採用は、どのような内容を想定しているかについてでございますが、特定任期付職員の採用は、行政の高度化、多様化、国際化などに対応するため、専門性、創造性、先見性など幅広い知識、経験を持つ人材の確保を目的としたもので、他市町の活用事例では、弁護士、医師、公認会計士などの資格職、IT関係などの高度な専門性を有する専門職、まちづくりなどの民間の知識経験を有効に活用できる職への任用がございます。

2点目、特定任期付職員の業績手当における顕著な業績の想定でございますが、特定任期付職員は、任用の際、その職務内容の専門的な知識経験または識見の度合い、業務の困難性、重要性など、期待される業績基準に応じて、給料表が決定されます。業績の判断は、給料基準の決定の際の業績基準に照らして行うものでございます。これらの規定は、業績手当の支給方法と合わせて規則で設定してまいります。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

議案第7号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」反対の立場で討論をいたします。

任期付職員の給料表、第7条のところですが、これは人事院が勧告した2015年度の給与制度の総合見直しが反映されていると御説明がございました。

給料表の水準の引下げが行われています。住民サービスの質の向上のためには、それを担う質の高い職員が必要なことは言うまでもありません。

職員の専門性を発揮し、やる気を引き出すためにも、景気を回復させるためにも給与の引下げはすべきではないと考えます。

また、現在医師が任期付で採用されているとのことですが、医師は、継続性が非常に大事であり、本来は、任期の定めのない常勤医師を計画的に採用すべきであることを申し述べて、反対討論といたします。

6番議員（神野久美子）

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております、議案第7号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」賛成の立場で討論いたします。

本条例は、任期付職員の採用基準と処遇を示すもので、市民の期待する組合事業を遂行していくためには、新規学卒者等の採用、部内育成を基本としながらも、民間の人材活用の円滑化を図ることも必要であります。

しかしながら、この任用は、通常の職員採用と異なるため、その制度や給与水準は、国家公務員の法律の見直しを十分踏まえることが不可欠と考えます。

この任用制度は、非常勤職員の待遇改善につながり、特に、病院においては、質の高い医療提供のための人材確保に有効と考えられます。

以上の理由により、本案に賛成の討論といたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第7号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第12、議案第8号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第8号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、職員の分限に関する手続及び効果に関する規定を整備するため、全部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

8番議員（伊藤正治）

1点お願いいたします。

第3条第3項に当該刑事事件が裁判所に継続する間とありますけれども、これは国外も対象になるのかお伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の刑事事件が、裁判所に継続する間の規定が国外の場合も対象となるかについてでございますが、この分限休職の規定は、国家公務員法にも同一の規定がございます。この国家公務員法の解釈では、外国の刑事事件は、対象にならないという判断が示されております。

しかしながら、この規定は、起訴された職員を職務に従事させることが、公務に対する信頼を損なうための措置であり、起訴された事情や長期間の欠勤状態等の事実に基づき、懲戒の要件から判断し、分限処分に先立って懲戒処分を検討することになるものと考えられます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第8号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第13、議案第9号「西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第9号「西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、臨時職員の分限に関する規定を整備するため、制定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

1点お願いいたします。

職員対象の条例には、手続が定められていますが、この条例は、規則で定められているのかお伺いをいたします。以上よろしくをお願いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の分限の手続が規則で定められているのかについてでございますが、地方公務員法では、職員の分限及び懲戒について、公正取扱いの原則が掲げられており、臨時的任用職員にも適用されます。

このため、恣意的な処分を行うことは許されず、分限の要件については、本条例で定め、手続につきましては、規則では定められておりませんが、正職員に準じて運用されるものでございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第9号「西知多医療厚生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）



続きまして、日程第14、議案第10号「西知多医療厚生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第10号「西知多医療厚生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、職員の懲戒の手續及び効果に関する規定を整備するため、全部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第10号「西知多医療厚生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程15、議案第11号「西知多医療厚生組合職員の降給の事由並びにその手續及び効果に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第11号「西知多医療厚生組合職員の降給の事由並びにその手続及び効果に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、本議案に誤りがございましたので、お手元に配付をさせていただきました、正誤表のとおり訂正をお願いするものでございます。

訂正の内容につきましては、2枚目、条例案の第2条第3項第1号中、当たりの送り仮名を訂正するものでございます。訂正につきましては、以上でございます。慎んでおわび申し上げます。

続きまして、議案の説明に入らせていただきます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、職員の降給の事由並びにその手続及び効果に関する規定を整備するため、制定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

それでは、1点目に第2条第2号についてですが、刑事事件に関しとありますけれども、議案第9号の第2条第6号では、刑事事件について起訴となっております。これに関しについて、どう違うのかということについてお尋ねをいたします。

それから、2点目ですが、第2条第2項について、希望退職や現給を維持できないというふうな規定がされていますけれども、このような加算を想定するような内容というふうに思って受けとめているのですけれども、このような事例が想定されるのかについて、2点、よろしくお尋ねをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、第2条第1項第2号の刑事事件に関して起訴と、議案第9号第2条第6号の刑事事件について起訴との違いについてでございますが、本条例の規定と議案第9号の規定は、刑事事件に起訴となった事実を示すもので、違いはございません。

これは、地方公務員法の分限の要件に、刑事事件に関し起訴された場合とあり、これに準ずるものでございます。

2点目の第2条第2項の事例が想定されるかについてでございますが、いわゆる財政再生団体など、財政の赤字解消を図ることとなった自治体では、職員の定数の

削減や給与水準の是正などにより、財政の再建が図られる事例はございますが、降給条例に基づく、人件費の削減の例はございません。

7 番議員（辻井タカ子）

1 点目ですけれども、今、御説明がありましたけれども、地方自治法では、関しということで明記されているわけですが、こういう条例改正をされるときに、文言の修正、一つの議会として、文言の修正などもして整理されていくのではないのかなというふうに考えているわけですが、そういったことについての整理は、どのように図られようとされているのかという点について、よろしく願いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

今回の組合の条例改正は、基本的に両市と同様の制度とするため、両市の条例に準じて改正しております。

議案第 9 号の臨時的職員の分限に関する条例は、両市に同じ条例があり、記述内容も同一のため、条文をそのまま適用させるものでございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

1 1 番議員（夏目豊）

3 点お願いいたします。

1 点目、この条例を定めた理由について、お伺いします。

2 点目、第 2 条第 2 項第 2 号で適用する具体的な事例について、お伺いをします。

3 点目、第 2 条第 3 項で、降給額の合計額の制限を定めていますが、その根拠についてお伺いいたします。

以上 3 点、よろしく願いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の 1 点目、この条例を定めた理由についてでございますが、この条例は、知多市にある規定で、組合への身分移行後、引き続き知多市の身分を合わせ持つ職員につきましては、懲戒分限処分は、派遣元と協議して行うこととなります。

ここで、降給の処分となった場合、この降給については、地方公務員法で条例で定めることが義務づけられているため、その根拠として組合でも同様の条例を規定するものでございます。

2点目の第2条第2項第2号で適用する具体的な事例でございますが、この手続による給料の減額は、処分を伴うものであるため、現実的には、この規定による事例はございません。この規定は、給与を減額する根拠となり得るもので、減額には合わせて給与条例の改正または特例条例を上程いたしまして、減額規定を定めるものが必要と考えられます。

3点目、第2条第3項で、降給の額の合計額の制限を定めておりますが、その根拠についてでございますが、翌年度の人件費予算を成立させるため、その不足額を減額の総額とするもので、これを1月あたりに換算し、限度額を規定したものでございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

議案第11号「西知多医療厚生組合職員の降給の事由並びにその手続及び効果に関する条例の制定について」反対の立場で討論をいたします。

反対の理由は、第2条第2項、第3項についてです。ここには、希望退職者を募集をした場合、希望退職者がなかったとき、予定人員に達しなかったとき、また、予算の減少で現員、現給を維持できない場合において、免職できないときを想定し、いずれかに該当するときは、職員全部を対象に降給することができることを規定しています。そして、職員1人当たりの降給額の算出方法も規定しています。

両市は、共同でこれから新病院を開院し、さらに、ごみ処理事業の検討を進めようとしている最中です。このようなときに、人員削減や財政危機など、組合が破綻するような事態に対する、またあってはならない事態に対する条文を入れる必要はないと考えます。

両市の信義が問われます。職員の士気にも関わります。

仮に、こうした場合があったときは、両市の議会で検討がされ、そして、提案されてくるものではないかと考えます。そのときに、考えればよいことであるのでは

ないでしょうか。このような条項が盛り込まれた条例の制定は、承認できません。

以上で、反対討論を終わります。

6 番議員（神野久美子）

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております、議案第 11 号「西知多医療厚生組合職員の降給の事由並びにその手続及び効果に関する条例の制定について」賛成の立場で討論いたします。

組合の運営には、今後も東海市及び知多市からの職員派遣を依頼し、協力を得ることが必要であり、組合として、その受入体制を整えておかなければなりません。

本条例は、組合職員の分限処分の運用を規定するもので、その処分の適用について、構成市の制度との整合を図るものとして、制度の整備は必要と考えます。

以上の理由により、本案に賛成の討論といたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第 11 号「西知多医療厚生組合職員の降級の事由並びにその手続及び効果に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

続きまして、日程第 16、議案第 12 号「西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第 12 号「西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、職員の再任用に関する規定を整備するため、全部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第12号「西知多医療厚生組合職員の再任用に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

間もなく正午になります。この際、昼食休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（江端菊和）

異議なしと認めます。

よって、ただいまから午後1時まで昼食休憩といたします。

---

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後0時58分）

---

議長（江端菊和）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、日程第17、議案第13号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第13号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する規定を整備するため、全部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第13号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

続きまして、日程第18、議案第14号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第14号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、育児休業等に関する規定を整備するため、全部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第14号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

続きまして、日程第19、議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、本議案に誤りがございましたので、お手元に配付させていただきました正誤表のとおり、訂正をお願いするものでございます。

訂正の内容につきましては、条例案の27ページの別表第1行政職給料表（一）



の2級の13号給、20万8,800を20万8,600とするものでございます。

訂正につきましては、以上でございます。慎んでおわび申し上げます。

続きまして、議案の説明に入らせていただきます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、給与制度に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

それでは、第4条のところで、給料表等がございますけれども、給与制度の総合的見直しが始まっておりますけれども、給料表の改定内容と影響額、全体、最高ではどうかと、平均ではどのようになっているのかということについて、よろしくお願い致します。

2点目は、地域手当の支給率の考え方はどうなのかという点について、2点お願いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、給与制度の総合的見直しによる給料表の改定内容と影響額についてでございますが、今年度の人事院勧告では、給料表諸手当のあり方を含めた、給与制度の総合的見直しが勧告されました。

これにより、医師を除き、その他の給料表では、官民の給与格差を踏まえ、50歳代後半層の水準を中心に見直しが行われ、全体では、給料表水準を平均2%、50歳代後半層の高位号俸は、最大4%程度引き下げることとしております。

本組合の職員の状況では、医療技術職、看護職、事務職で、全体の88%の職員が引下げの対象となり、その影響額は、1月当たり265万8,000円で、平均4,988円、1.7%の減額となります。

このうち減額が最大となる例は、月額1万3,396円で、3.3%の減額となります。

ただし、今回の改正では3年間激変緩和措置として経過措置が適用になり、現在の給料の額が保障されます。

2点目の地域手当の支給率の考え方はどうかについてでございますが、組合は、

従来から東海市の手当に準拠しており、現在も衛生センターのプロパー職員は、これに基づいております。

病院事業の組合への移管の際、病院職員の給与制度の統合が間に合わなかったため、今年度までは派遣元給与条例に基づく支給を行っていましたが、今後は組合全体として東海市の例に統一し、現在の支給率を基準とするものでございます。以上です。

#### 7番議員（辻井タカ子）

2点目ですけれども、今回の改定による地域手当は、東海市と知多市がそれぞれ異なっていると思うんですけれども、今お聞きしますと8%ということなんですけれども、これは今後変わらずにいくのかどうかという、この点の考え方はどのようになっているのかという点についてはどうでしょうか。

#### 総務課長（岩田光寿）

今回の人事院勧告では、地域手当の支給率、知多市につきましては10%という形で、その経過措置として来年度は7%という基準が示されております。

組合におきましても、今後、東海市、知多市の地域手当の支給率を考慮しながら、また、支給率については検討させていただきたいと思っております。以上です。

#### 11番議員（夏目豊）

3点お願いいたします。

1点目、現在支給されていない給与の調整額及び初任給調整手当の適用見込みについてお伺いをします。

2点目、第13条の2の地域手当は、両市で乗ずる率が違い、また、国の基準とも差があると思いますが、本条例で適用した率の根拠について、改めてお伺いします。

3点目、第15条の通勤手当は、東海市に合わせた規定となっているが、知多市との差はどれくらいあるのか、お伺いいたします。以上、3点お願いいたします。

#### 総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、現在支給されていない給与の調整額、初任給調整手当の適用見込みについてでございますが、まず、給与の調整額は、同じ職種の中でも勤務条件等の面で、著しい特殊性がある場合に、給与月額に加算する制度でございます。

本組合では、業務の特殊性も担当病棟の変更など、人事異動により変わるもので

あるため、これは、特殊勤務手当で考慮するものとしております。

また、初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、採用が困難な職に支給される手当で、医師等に適用になりますが、現在、組合では、特殊勤務手当の病院手当に、医業収入に応じて手当を支給する制度を持っており、これにより医師手当の加算をしております。

これらにつきましては、今後、特殊勤務手当では、対応が困難な特殊性のある職種が生じた場合に、支給を検討するものでございます。

2点目、地域手当の適用した率の根拠についてでございますが、地域手当につきましては、組合は、従来から東海市の手当に準拠しております。知多市では、先ほど申し上げましたが、人事院勧告に基づき、支給率が10%となりまして、その経過措置として、来年度は、7%とする基準が示されておりますが、東海市の支給率とほぼ同等であることから、現状のとおり、東海市の例に統一し、これを基準とするものでございます。

3点目、通勤手当の知多市との差でございますが、交通機関等を利用する場合は同一ですが、自動車等の使用距離に応じて支給されるものにつきましては、組合の基準で、知多市の額と比較しますと、片道2キロ未満では支給なしで同一、4キロ未満で300円知多市より増、10キロ未満で1,800円、18キロ未満で4,500円がそれぞれ増額となります。

知多市の基準は、20キロを上限としており、20キロの比較では4,900円の差となります。以上です。

### 13番議員（島崎昭三）

3点お願いします。

1点目は、第15条第2項第2号の自動車等の使用距離の区分に応じた通勤手当について、支給額を算定する考え方について、2点目ですけれども、第19条第2項の宿日直手当について、日直勤務に従事する時間が5時間未満の場合は、勤務1回につき、手当の2分の1としておりますが、5時間を区切りとする考え方について、3点目は、第19条の2の管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日、午前0時から午前5時までに勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給する考え方について、お伺いいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、通勤手当での自動車等の使用距離区分の支給額の算定の考え方についてでございますが、通勤手当の自動車等の使用距離区分とその手当額は、東海市の例により規定しておりますが、県内の同規模以上の公立8病院の手当額について、30キロ未満の距離で使用距離1キロ当たりの手当平均単価を比較したところ、平均単価が19円となり、本組合では、20円となることから、同水準にあるものいたしました。

2点目、第19条の宿日直手当で、日直勤務に従事する時間が5時間未満の場合、手当額を2分の1とする5時間を区切りとする考え方についてでございますが、基準制定当時は、土曜日の半日勤務後の日直に対し、その手当額を2分の1とするもので、午後の日直勤務の勤務時間が4時間45分のため、時間単位でみて、5時間を基準としたものでございます。

現在、半日直は原則ございませんが、病院におきましては、年末年始における休日診療受入れ等に、日直勤務者の診療対応等も想定されるため、この規定を残すものでございます。

3点目、管理職員特別勤務手当で、管理職員が週休日等以外の日に、午前0時から午前5時までに勤務した場合に、手当を支給する考え方についてでございますが、この制度は、今年度の人事院勧告で手当の見直しが勧告され、平成27年度から、国家公務員での適用が給与法で改正されたことに伴いまして、これに準じて改正するものでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の制定について」反対の立場で討論いたします。

人事院は、給与制度の総合見直しの名のもとに、世代間の給与配分を見直すとして、1つは月例給与の平均2%の引下げ、2つ目は50歳代後半層では最大4%の

引下げとなる高年齢職員の賃金の抑制、3つ目は地域手当の支給割合を3%から最高20%に見直すなどを勧告しました。

人事院は、総合見直しでも給与水準、給与総額は変わらないと説明していますが、日本共産党国会議員の質疑の中で、給与配分の見直しで、格差が拡大するだけではなく、給与総額は200億円減少することになることが明らかになっています。

人事院の労働基本権制約の代償機関としての役割を自ら投げ捨てるものであり、こうした勧告を実施すべきではありません。

議案質疑の中では、組合職員の88%の人が引下げに影響するとの御答弁もありました。最大では、月1万3,396円との差額があるとのこと。今、民間企業の引上げが言われているときに、これに逆行することにもなります。

また、住民サービスの質の向上のためには、それを担う質の高い職員が必要なことは言うまでもありません。

職員の専門性を発揮し、やる気を引き出すためにも、景気を回復させるためにも、給与の引下げはすべきではないと考えます。以上、反対討論といたします。

#### 5番議員（工藤政明）

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております、議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の制定について」原案に賛成の立場で討論をいたします。

本条例は、新病院の開院を迎えるに当たり、給与制度統一を図るもので、手当については、現状の支給水準を維持、給与については国家公務員に対して支給される給与に倣い規定されています。

議案のとおり、人事院勧告に沿った改正を行うことは、公務員の給与水準と民間企業の従業員給与水準と均衡させるものであります。それは、民間等の実態に合わせて、公平公正な立場において、上げるべきは上げ、下げるべきは下げるという、状況にふさわしい必要な手続であると判断することができ、市民の理解を得られるものと考えます。

今回は、給与制度の総合見直しの中で、給与が減額となる場合もありますが、激変緩和措置として、現状の給与水準が保障されるなど配慮されており、承認されるべき制度であると考えます。

以上、賛成の理由を述べ、賛成の討論といたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第15号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第20、議案第16号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第16号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、職員の退職手当に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

13番議員（島崎昭三）

1点お願いします。

第8条第5項において、在職期間を西知多医療厚生組合として引き継ぐ職員の予定数についてお伺いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の在職期間を西知多医療厚生組合として引き継ぐ職員の予定数についてで

ございますが、組合職員に身分移行する職員は、病院に勤務する医師、看護師、医療技術職等の医療職と一部の医療事務を担当する事務職を対象としておりまして、1月現在の在職者のうち、定年退職者を除き、535人が対象となっております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第16号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第21、議案第17号「西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第17号「西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事関係規定の整備に伴い、職員等の旅費に関する規定を整備するため、全部改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

11番議員（夏目豊）

1点お願いいたします。

両市の支給額で、今回の条例制定で、差の大きい例はどのくらいになるのか、お伺いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の両市の支給額で差の大きい例はどのくらいになるかでございますが、両市に違いがあるものは、条例の別表により定めております、日当、宿泊料及び食卓料でございます。

日当につきましては、知多市より1日当たり300円の増となっており、宿泊料では、2,600円の増となっております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第17号「西知多医療厚生組合職員等の旅費に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第22、議案第18号「平成27年度西知多医療厚生組合一般



会計予算」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第18号「平成27年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、24億7,281万1,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

1点お伺いをいたします。

13ページになります。2款のところの工事請負費ですけれども、駐車場増設工事が行われますが、どのような内容で、駐車場は何台分になるのかお尋ねをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の駐車場増設工事の内容と駐車場の台数についてでございますが、増設する場所といたしましては、衛生センター入り口の川沿いの組合の駐車場の奥の空き地を予定し、場内舗装及び車止め等の整備を行います。

この工事により、10台分駐車スペースを確保し、全体で30台分が駐車可能となります。以上でございます。

7番議員（辻井タカ子）

一部事務組合の今の駐車場利用状況からして、今回の駐車場整備で十分というふうな御見解なのかどうか、そのあたりはどうでしょうか。お願いいたします。

総務課長（岩田光寿）

駐車場の台数でございますけれども、今後、ごみ処理事業の関係で、こちらのほうで会議等が想定されますが、現在30台の確保があれば、職員の駐車場の配置を考慮すれば、十分駐車可能と考えております。

9番議員（渡邊眞弓）

1点お願いいたします。

11ページですが、2款1項1目11節需用費の中で、26年度と比較いたしまして、増加した理由についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

総務課長。

総務課長（岩田光寿）

御質問の需用費が26年度と比較して増加した理由についてでございますが、需用費のうち消耗品費で、現在の施設間事務ネットワークから新病院のサーバを利用した事務ネットワークに再構成するため、事務用パソコンの運用管理ソフトを更新すること、また、印刷製本費では、新給与システム用に給与明細書の印刷用紙を作成することなど、組合の新体制に関連した費用を計上したことにより、需用費全体で前年度に対し76万3,000円の増となったものでございます。以上でございます。

12番議員（小坂 昇）

2点お願いいたします。

11ページ、2款1項1目12節役務費、火災保険料と自動車保険料の対象となるものは何か。

次、同じく11ページ、13節委託料、人事給与システム修正委託料の法改正はどのような内容かお願いします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の1点目、火災保険料と自動車保険料の対象となるものについてでございますが、火災保険料の対象は、衛生センター管理棟、処理棟全体の建物と据付機械装置一式の動産及び知多市平野2丁目にごございます排水ポンプ場建物設備一式でございます。

自動車保険料につきましては、総務部で使用しております公用車を総務課で一括管理しているもので、軽自動車2台、普通乗用車2台の計4台分でございます。

御質問の2点目、人事給与システム修正委託料の内容についてでございますが、平成27年10月から、共済組合掛金負担金の算定が、社会保険と同様の標準報酬制へ移行することに伴いまして、人事給与システムの修正を行うものでございます。

また、28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で、社会保障・税番号制度が運用されます。このため、個人番号による共済社会保険、年金、所得税等の届出に対応できるよう、合わせてシステム改修を行うものでございます。以上でございます。

います。

議長（江端菊和）

ほかに。

13番議員（島崎昭三）

1点お願いします。

9ページですけれども、2款1項1目1節報酬のところ、外部監査委員の報酬の改定を検討した考え方について、お伺いをいたします。

総務課長（岩田光寿）

御質問の監査委員の報酬の改定の検討についてでございますが、報酬額は、平成22年度から組合に病院事業が追加されたときに見直しを行い、1年につき7万8,000円から現行の報酬額15万円といたしました。今後、病院の統合、ごみ処理事業の拡大等の業務量を斟酌し、検討してまいります。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

議案第18号「平成27年度西知多医療厚生組合一般会計予算」に反対の立場で討論をいたします。

この予算案には、個人番号制度導入によるシステム改修費が盛り込まれていること、議案第15号による、職員の給与の引下げが盛り込まれていることです。職員給与の説明については、議案第15号と同趣旨ですので重複を避け、以上で反対討論といたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

4番議員（井上正人）

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております、議案第18号「平成27年度西知多医療厚生組合一般会計予算」につきまして、賛成の立場

で討論いたします。

これまで、総務部で担当した新病院の計画や建設に係る経営企画総務費を廃止するとともに、組織改正により新しい体制に向けた予算として、人件費や事業費の精査が十分なされていると考えます。

また、職員の福利厚生費、施設整備費など組合に求められる必要経費についても、組合に相応なものであり、人件費についても適正に計上されていると考えます。

以上のことから、今後も一層効率的、合理的な組合運営に努められることを要望し、賛成討論といたします。以上です。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第18号「平成27年度西知多医療厚生組合一般会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第23、議案第19号「平成27年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第19号「平成27年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、2億1,205万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

1 1 番議員（夏目豊）

2 点お願いいたします。

1 1 ページ、1 款 1 項 2 目 1 1 節需用費、消耗品費及び光熱水費の算出根拠についてお伺いします。

2 点目、1 1 ページ、1 5 節工事請負費、計画修繕工事の内容について、お伺いします。以上、2 点よろしくお伺いします。

衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の 1 点目、消耗品費及び光熱水費の算出根拠についてでございますが、消耗品費の内訳といたしまして、そのうち、8 8 % はし尿の処理工程で使用する処理用薬品でございます。し尿の処理量は約 3 % の減少と見込みましたが、薬品類の使用量につきましては、処理水の濃度や定量的に必要なものがあるため、過去 1 年間の使用量と今後のし尿処理量の予測をもとに使用量の見込みを立てまして、また、単価につきましては、参考見積りをもとに予算積算し、前年度との比較で、約 2. 6 % の減としております。

次に、光熱水費につきましても、同様に使用量を見込みまして、電気料金では、使用量を 2. 1 % の減、水道料金では、使用量を 9. 7 % の減として計上しております。

御質問の 2 点目、計画修繕工事の内容についてでございますが、計画修繕工事は、現施設の機能の維持のため、機械部品の耐用年数、消耗状況、稼働状況や運転頻度などを勘案し、各設備の修繕周期を設定した修繕計画を作成し、それに基づき、計画的に進めております。

平成 2 7 年度は、1 1 件の工事を予定しており、全体では、4, 5 9 6 万 1, 0 0 0 円で、前年度より 3 件減少しておりますが、4 9 5 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。この増額の要因は、浄化槽汚泥貯留槽防食修繕工事で、1, 6 2 4 万 4, 0 0 0 円を計上したことによるものでございます。以上でございます。

1 3 番議員（島崎昭三）

1 点お願いします。

技能労務職 3 名のうち、1 名が年度末で退職予定でありますけれども、今後の職

員体制と人員配置の考え方について、お伺いいたします。

衛生センター所長（岩田光寿）

御質問の今後の職員体制と人員配置の考え方についてでございますが、今後、定年退職による職員の減少が見込まれますが、東海市、知多市とも技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針の中で、技能労務職の退職不補充を基本としており、業務の委託化や再任用職員、臨時職員の活用が進んでおります。

本組合でも現在、再任用職員2名、臨時職員1名で定年退職後の補充を行っており、当面はこうした補充のもと、職員体制を整えてまいります。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

議案第19号「平成27年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」について、反対の立場で討論をいたします。

この予算案についての議案第15号による、職員の給与引下げが盛り込まれていることから、議案第15号と同趣旨で重複を避け、反対討論といたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

4番議員（井上正人）

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております、議案第19号「平成27年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」につきまして、議案賛成の立場で討論いたします。

し尿処理業務につきましては、設備を効率的に運転管理するとともに、適切な維持管理による設備、保守、修繕が必要であります。

ここでは、修繕計画のもと、維持修繕工事も適切に予算計上され、また、職員体制におきましても、再任用職員や臨時職員の活用が図られ、効率的な施設及び運転を達成すべく経費が精査されており、適正な予算と考えられます。

よって、一層の効率的な維持管理、また、環境対策に努められることを要望し、賛成討論といたします。以上です。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第19号「平成27年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者 挙手）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第24、議案第20号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（小川隆二）

ただいま上程されました、議案第20号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,675万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

2点よろしくをお願いいたします。

9ページの1款のほうの報償費ですが、検討委員会の委員の検討事項がどのようなものか、委員構成はどのようなになっているのか、会議開催回数はどうか。お願い

いたします。

2点目は、13節の委託料ですが、ごみ処理基本構想等作成業務委託料について、委託された内容及び委託先の選定方法と今後のスケジュールはどうか。

また、環境影響評価作成業務委託料については、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

ごみ処理施設建設課長（矢野明彦）

御質問の1点目、検討委員会委員の検討事項、委員構成、会議開催回数についてでございますが、ごみ処理基本構想策定するに当たり、現在の両市のごみ処理の現状把握を行い、将来のごみ量などの推計について、学識経験者や地域団体を代表する者など、10名程度の委員で、5回程度の会議を開催し検討を行う予定でございます。

御質問の2点目、ごみ処理基本構想等作成業務委託について、委託内容及び委託先の選定方法と今後のスケジュール、また、環境影響評価作成業務委託についてはどうかについてでございますが、ごみ処理基本構想等作成業務委託は、ごみ処理の現状把握を行い、ごみ発生量等の推計や新しい施設の処理規模、焼却方式などの検討を行います。併せて、交付金を受ける際に必要な循環型社会形成推進地域計画の作成も行うもので、前年度から2カ年の債務負担行為業務として、10者による指名競争入札を行いました。

今後は、検討委員会の意見をまとめ、秋頃にパブリック・コメントを行い、12月に策定する予定をしております。

また、環境影響評価作成業務委託については、愛知県環境影響評価条例に基づき、事業の位置や規模等を検討する段階で、環境保全のために配慮する必要がある事項を検討し、その結果を環境配慮書としてまとめるもので、前年度からの2カ年の債務負担行為業務として、5者による指名競争入札を行いました。

今後は、環境配慮書の案を10月ごろに公表し、縦覧による意見聴取を実施する予定でございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

11番議員（夏目 豊）

1点お願いします。



9 ページ、1 款 1 項 1 目 1 4 節使用料及び賃借料、内容と効果についてお伺いをいたします。

ごみ処理施設建設課長（矢野明彦）

御質問の 1 4 節使用料及び賃借料の内容と効果についてでございますが、内容につきましては、県庁への出張や先進地視察用の有料道路通行料、ごみ処理基本構想検討委員会の会議及び市民説明会用の会場使用料、先進地視察で使用するバスの借上料でございます。

市民説明会では、基本構想や環境配慮書などの内容の説明を、また、先進地視察では、新しく稼働された施設の運転状況などを見学していただくなど、新しい施設に対して理解を得る機会になるものと考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

1 2 番議員（小坂昇）

1 点お願いいたします。

9 ページの 1 4 節使用料及び賃借料、会場使用料について、具体的にどのような内容かお尋ねします。

ごみ処理施設建設課長（矢野明彦）

御質問の会場使用料について、具体的にどのような内容かについてでございますが、ごみ処理基本構想検討委員会の会議や建設候補地の選定の経緯、環境影響評価の概要などを市民に説明するための市民説明会の開催に必要な会場使用料でございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

1 3 番議員（島崎昭三）

9 ページの 1 3 節の委託料で、先ほど、1 0 者と 5 者の指名競争入札ということでございましたので、入札結果の社名を 2 社教えてください。委託先を教えてください。

ごみ処理施設建設課長（矢野明彦）

御質問の 2 社の社名でございますが、まず、ごみ処理基本構想等作成業務委託につきましては、中日本建設コンサルタント株式会社が落札し、環境影響評価作成業

務委託につきましては、一般財団法人日本気象協会中部支社が落札しております。  
以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

議案第20号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、反対の立場で討論をいたします。

この予算案については、議案第15号による職員の給与の引下げが盛り込まれていることから、議案第15号と同趣旨で重複をさけ、反対討論といたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

4番議員（井上正人）

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております、議案第20号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、賛成の立場で討論いたします。

本特別会計予算は、将来のごみ発生量についてや、新しい施設の処理事務などの検討を行うためのごみ処理基本構想を作成する業務委託、環境に与える影響を調査、予測するための環境配慮書を作成する業務委託など、ごみ処理施設の建設事業を進めていく上で必要な事業予算を措置するためであると考えます。

ごみ処理施設は、市民の衛生的で快適な生活環境を維持していく上で、欠かすことのできない施設であると考えており、市民が安心して暮らすことのできるまちとするため、環境の保全に配慮し、ごみの安全、安定的な処理が可能な施設を目指して、建設事務に取り組まれることを期待し、賛成の討論といたします。以上です。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第20号「平成27年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第25、議案第21号「平成27年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

看護専門学校長（竹内晴子）

ただいま上程されました、議案第21号「平成27年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算について」御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,443万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

6番議員（神野久美子）

1点お願いします。

13ページ、1款1項2目8節報償費、講師謝礼の内訳はどうなっているか、お伺いします。

庶務課長（彦坂邦之）

御質問の報償費の講師謝礼の内訳についてでございますが、専門基礎分野における解剖生理学1をはじめ、計91科目の講義時間数に応じ、講師に支払うものでございます。

なお、謝礼金は、講義1コマ当たり教授級が、1万2,600円、准教授級が1

万1,600円、講師級が1万600円、助手級が6,000円でございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

7番議員（辻井タカ子）

2点お願いいたします。

1点目は、7ページ、1款1項のところですがけれども、看護専門学校の授業料ですけれども、前年度予算より減額となった理由はなぜか。

また、予算額の積算はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

2点目は、13ページです。報償費ですが、心の相談員謝礼金について、どのような内容で、効果をどのように見込んでいるのか。講師謝礼については、先に質問がなされましたので、取り下げます。

庶務課長（彦坂邦之）

御質問の1点目、授業料が前年度予算より減額となった理由と、予算額の積算についてでございますが、授業料につきましては、1学年30人の3学年で計90人分が本来の予算額であります。前年度予算に比べ、単位未修得による留年者の減少と退学者が生じたことにより、在籍する学生数が3人減ったため、授業料が減額となりました。

予算額の積算につきましては、月額授業料1万5,000円の12カ月分に在籍する学生数を乗じたものでございます。

続きまして、御質問の2点目、心の相談員謝礼金について、どのような内容で効果をどう見込んでいるのかについてでございますが、心の相談員は、学校保健安全法に基づき設置しているもので、臨床心理士などの有資格者1人をお願いしております。

相談回数は、月2回の年24回で、学生の心の健康に関し、相談を行うもので、謝礼金は1回1万円でございます。

効果につきましては、学習方法や家庭生活に悩む学生が、専門家の指導を受けることにより、精神面での改善を図り、快適な学習環境の創出につながるものと考えております。以上でございます。

7番議員（辻井タカ子）

2点目なんですけれども、心の相談員に相談を受けられる学生さんは、例年から見てもどれくらいの方が御利用されているのかという点についてお伺いします。

庶務課長（彦坂邦之）

学生の利用頻度と申しますか、1回行うごとに学生は1人ないし、2人くらいの利用をさせていただいております。

心の問題については、すぐには解決できないと思いますけれども、徐々に学生の悩みを和らげる効果にはつながっていると考えております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

9番議員（渡邊真弓）

1点お願いいたします。

7ページの1款2項1目1節の看護専門学校の手数料のところですが、看護専門学校の受験料のところはどのような内容になっておりますでしょうか。

また、4月に、近隣市において看護学部が2校新設されますが、その影響となりました根拠についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

庶務課長（彦坂邦之）

御質問の受験料の内容と近隣市に新設される看護学部の影響を踏まえた根拠についてでございますが、受験料は、条例に基づき、管理者が学校に入学を志願するものから徴収するもので、その額は1万円でございます。

また、近隣市で新設される看護学部の影響を踏まえた根拠につきましては、本校は公立であること、また、一般入試は県内の看護学校の中で最も早く実施すること、さらに、近隣の東海市、大府市に新設される看護学部は、いずれも4年制の私立大学であり、学費など諸経費に係る負担も大きく異なることなどから、本校の受験者数には、大きな影響はないものと考え、前年度と同額である100人分の100万円を計上させていただきました。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

11番議員（夏目豊）

3点お願いいたします。

13ページ、1款1項1目14節使用料及び賃借料、パソコン借上料については、

再リースするということでしたが、ソフト更新の必要はないのか、お伺いをいたします。

2点目、13ページ、1款1項2目11節需用費、消耗品費について、ユニホームの更新の理由と内容はどのようなものか、お伺いをいたします。

3点目、13ページ、14節使用料及び賃借料、自動車借上料について、送迎用とのことだが、送迎の具体的な内容はどのようなものか、お伺いをいたします。

庶務課長（彦坂邦之）

御質問の1点目、パソコン借上料について、再リースするがソフトの更新の必要はないのかについてでございますが、再リースとなった後もウイルス対策等のソフトウェアの更新は必要になります。

なお、ウイルス対策等ソフトウェアの更新に必要な費用は、消耗品費で対応してまいります。再リースにより費用は10分の1以下に抑えられるため、費用対効果は十分に高いものと考えております。

次に、2点目、ユニホームの更新の理由と内容についてでございますが、専任教員等が看護実習の際、病院等で着用する実習用ユニホームは配属時に貸与させた後、長年の使用に伴い生地が薄くなり劣化しているため、今回予算計上させていただきました。

内容につきましては、専任教員及び実習指導教員の看護衣上下2セット17人分でございます。

次に、3点目、送迎の具体的な内容についてでございますが、講師をお願いする西知多総合病院の医師等が西知多総合病院からタクシーに乗車し、講義が終わり次第タクシーで病院に戻っていただくものでございます。

タクシーを活用することで、できる限り診療業務に支障をきたさないよう配慮してまいります。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7 番議員（辻井タカ子）

議案第 21 号「平成 27 年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、反対の立場で討論させていただきます。

本議案についても、議案第 15 号による職員の給与引下げが盛り込まれていることから、議案第 15 号と同趣旨ですので、重複をさげ、以上で反対討論といたします。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

4 番議員（井上正人）

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております、議案第 21 号「平成 27 年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、賛成の立場で討論いたします。

公立西知多看護専門学校は、慢性的な看護師不足が叫ばれる中で、地域における安定的な看護師供給や看護体制の充実という役割を担っているところであり、その役割は、ことし 5 月に開院予定の西知多総合病院においても、確実に求められることと考えております。そのため、本特別会計予算は、実習母体病院である、西知多総合病院と本校が連携を密にし、より質の高い看護師養成を実践する上で、必要な事業予算を措置するものでございます。

今後も地域における医療需要に必要な看護師の確保や質の向上を図り、魅力ある学校運営に取り組まれることを要望し、賛成討論といたします。以上です。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第 21 号「平成 27 年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計予算」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（ 賛成者 挙手 ）

議長（江端菊和）

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり

可決されました。

---

議長（江端菊和）

続きまして、日程第26、議案第22号「平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事業部長（天木洋司）

ただいま上程されました、議案第22号「平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

初めに、本議案に誤りがありましたので、お手元に配布させていただきました、正誤表のとおり訂正をお願いするものでございます。

訂正の内容につきましては、平成27年度予算の重点施策の概要、15ページの5、病院事業会計の1項目目、新病院建設事業の金額の欄、1億717万円を1億427万円に訂正するものでございます。訂正につきましては以上でございます。慎んでおわび申し上げます。

続きまして、議案の説明に入らせていただきます。

それでは、病院事業会計予算書1ページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入の第1款病院事業収益は112億4,950万円、支出の第1款病院事業費用は129億1,592万円を予定いたしました。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、2ページをお願いいたします。収入の第1款資本的収入は3億4,039万円、支出の第1款資本的支出は3億6,259万円を予定いたしました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（江端菊和）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

6番議員（神野久美子）

2点お願いいたします。

1ページ、第2条第3号、1日平均入院患者数の推移をどのように見込んでいるのか。



同じく1ページ、第2条第4号、資産購入事業の主なものは、どのような医療機器か、2点お願いいたします。

医事課長（深谷篤孝）

御質問の1点目、1日平均入院患者数の推移をどのように見込んでいるかでございますが、5月の新病院移転前後につきましては、安全で円滑な患者移送のため、患者数を減らし、その後、段階的に患者が増加していくように見込んでおります。

新病院開院時の5月の1日平均入院患者数は325人、病床稼働率69.4%、6月、7月は患者数が段階的に増加し、8月から12月までの5カ月間は1日平均入院患者数362.5人、病床稼働率77.5%の安定稼働で見込んでおります。1月以降につきましてはさらなる入院患者数の増加を見込み、年度末の3月では1日平均入院患者数400人、病床稼働率85.5%で見込んでいるものでございます。

管理課長（前田達郎）

御質問の2点目、第2条第4号資産購入事業の主なものは、どのような医療機器かについてでございますが、新病院開院に向け、医療機器を全て新設購入するのではなく、両病院の医療機器をできるだけ活用して、診療を行う計画としています。

そのため、移設機器等が故障した際には、修理不能で使用できなくなることも想定されますので、こうした事態に対応すべく、医療機器の購入費を計上したものでございます。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

7番議員（辻井タカ子）

4点お願いいたします。

28ページ、1款1項ですけれども、新病院の1日平均患者数が、両市民病院の1日平均患者数の合計に満たない理由は何かについて、それから、2点目ですけれども、28ページ、3目1節ですけれども、個室の使用料をどのくらい見込んでいるのか。また、個室使用者が免除される場合をどのくらいに見込んで予算化されているのかということについて、それから、3点目、32ページですが、1款1項になります。給食業務委託料について、入札状況と入札結果はどうであったのかということについて、4点目は、35ページですけれども、資本的支出の1款3項につ

いて、看護師等修学資金貸与金の内容状況について、お伺いをいたします。

医事課課長（岩堀良治）

御質問の1点目、外来収益で新病院の1日平均患者数が、両市民病院の1日平均患者数の合計に満たない理由は何かでございますが、厚生労働省の基本方針として、医療機関の機能分担が進められており、それぞれの地域で、日ごろの健康管理等は診療所のかかりつけ医や中小病院が受け持ち、大病院や地域の中核病院は入院治療や専門性の高い外来診療を受け持つことにより、それぞれの役割を補完し合う形で連携し、地域住民の皆様に、その時々々の病状に合った、適切な医療を提供できる地域完結型の医療を確保することが必要とされております。

新病院では、地域の中核病院として急性期の入院治療や専門性の高い外来診療を担いますが、その機能を確保するためには、医師の外来業務の負担を軽減する必要があり、かかりつけ医との連携のもとで患者数の減少を見込んだものでございます。

続きまして、2点目、個室の使用をどのくらい見込んでいるのか、また、個室使用料が免除される場合をどのくらい見込んでいるかでございますが、個室の使用は、個室Aにつきましては稼働率50%1日平均5室、個室Bにつきましては稼働率80%1日平均34.4室、個室Cにつきましては稼働率80%1日平均68室、産科LDR個室につきましては稼働率80%1日平均0.8室を見込んでおります。

また、個室使用料が免除されるのは、重症や感染症など治療上個室の使用が必要な症例に対して重症個室や治療個室が満床である場合または多床室が満床で有料個室しか空きがない場合でございます。1日平均10室を見込んでおります。

管理課長（前田達郎）

御質問の3点目、1款1項3目26節委託料、給食業務委託料について、入札状況と選定結果はどうであったかについてでございますが、契約の方式として、企画競争型随意契約方式を採用し、優先交渉権者を決定するため、公募型プロポーザルを実施いたしました。

その結果、優先交渉権者を日清医療食品株式会社名古屋支店に決定し、平成29年度末までの3年間の契約を締結しています。

管理課課長（岡田光史）

御質問の4点目、看護師等修学資金貸与金の内訳はどうかでございますが、27年度より新たに大学生に対しても貸与を開始いたしますが、その大学生は月6万円

で20人、専門学校生に関しましては月3万円と入学時貸与金6万円で25人の枠を設けました。

また、既貸与者であります新2年生は27人、新3年生は23人で、月3万円の継続貸与を予定しております。以上でございます。

7番議員（辻井タカ子）

3点目の給食業務ですけれども、参加企業は、何者あったのか、よろしくお願ひします。

管理課長（前田達郎）

参加表明業者は2者でございました。

最終的には、1者の辞退によりまして、1者の日清食品となりました。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

11番議員（夏目豊）

7点お願いいたします。

1点目、14ページ、（4）の昇給ですけど、昇給に係る職員数が83名減しています。その理由についてお伺いします。

29ページ、1款2項7目2節その他医業外収益で、病院建物使用料、病院土地使用料の内容についてお伺いをいたします。

3点目、32ページ、1款1項3目22節修繕費、建物等施設修繕料の内容についてお伺いいたします。

4点目、32ページ、ホームページ管理運営委託料の内容についてお伺いをいたします。

5点目、32ページ、29節広告料、広告料の内容についてお伺いをいたします。

6点目、35ページ、資本的支出、1款1項1目2節工事請負費、新病院外溝工事費の内容と工期についてお伺いをいたします。

7点目、35ページ、3節備品購入費、医療機器等の内容と購入時期について、これについては、先ほど神野議員の答弁にありましたので、随時だと思えますけれども、それでよければそれでいいです。以上です。

管理課課長（岡田光史）

御質問の1点目、昇給に係る職員数が83名減の理由についてでございますが、予算人員のうち、本年度昇給しない者の主な内訳として、新病院の開院に合わせて、新規採用する医師及び看護師並びに育児休業中の職員等が見込まれるため、83名減となっているものでございます。

管理課長（前田達郎）

御質問の2点目、1款2項7目2節その他医業外収益の病院建物使用料、病院土地使用料の内容についてでございますが、病院建物使用料の内容につきましては、新病院内の売店、カフェ、自動販売機、床頭台などに係る使用料でございます。

また、病院土地使用料の内容につきましては、駐車場の料金収入、中部電力等の電柱に係る使用料でございます。

御質問の3点目、1款1項3目22節、修繕費の建物等施設修繕料の内容についてでございますが、4月末までの知多市民病院と東海市民病院、開院後の新病院、職員住宅等の突発修繕及び院外の借上駐車場の修繕を予定するものでございます。

管理課課長（岡田光史）

御質問の4点目、ホームページ管理運営委託料の内容についてでございますが、主な内容としましては、システム操作等に関する相談支援を行うこと、365日24時間体制で、常に最新のセキュリティ情報を認識した万全な情報セキュリティ対策及びホームページの閲覧に支障がないように、ウェブサーバの障害対応を行うことなど、年間を通して、運用、利用に支障をきたさない保守体制をとるものでございます。

続きまして、5点目、広告料の内容についてでございますが、研修医募集について病院説明会参加費用2回分、看護師募集について採用説明会参加費用2回分及び採用情報のウェブ、新聞誌面等への掲載費用、太田川駅構内に設置されている看板への新病院案内掲出費用、新病院PRのためのチラシ等による広告料となっております。

開院準備室長（下谷裕一）

御質問の6点目、工事請負費の新病院外溝工事の内容と工期についてでございますが、主な工事内容としましては、場内の舗装、排水用U字溝の敷設や電灯の設置の施工でございます。

病院本体の施工を行い、場内の状況や建物の特性を把握している株式会社大林組

名古屋支店と平成26年12月9日に平成27年度までの継続工事として契約を締結し、工期は平成26年12月10日から平成27年5月15日までで、契約額1億8,792万円で、3月15日の竣工式典及び開院に向けて工事を進めているものでございます。

管理課長（前田達郎）

移設機器が故障した場合には、即時の対応を求められる場合が多いため、必要となった時期に随時購入してまいります。1点、シャトルバスを4月に契約する予定になっておりますので、それがあります。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

12番議員（小坂昇）

2点お願いいたします。

28ページ、1款1項3目3節医業相談収益、人間ドック、個人健診等の収益について、平成26年度の実績見込みを踏まえまして、どのように積算したのか。また、受診者数をふやす方策について、伺います。

もう1点、31ページ、1款1項1目1節給料、看護師数が347名となっておりますが、同人数で看護師は充足されているのか伺います。

健康管理センター課長（杉山誠一）

御質問の1点目、人間ドック、個人健診等の収益について、平成26年度実績見込みを踏まえどのように積算したのか。また、受診者数をふやす方策についてはどうかでございますが、東海、知多、両病院とも平成26年度の実績は、ほぼ前年どおり推移しております。

新病院におきましては、健診内容の変更はありますが、内容の充実などにより概ね現状と同程度の受診者数を見込んだものでございます。

また、受診者の増加策といたしましては、新しい病院施設で快適な受診ができることをPRしていくほか、定期健診や一部のがん検診の受診時間を午後まで拡大することなどで、受診者の増加を図ってまいります。

管理課課長（岡田光史）

御質問の2点目、看護師数が347人となっているが、この人数で看護師は充足されているのかについてでございますが、予算上の看護師数につきましては、病棟

及び外来に加えまして、地域連携や感染対策の専従看護師等への配置を想定しており、予算に計上しております347人につきましては、開院時において、それらの運用に必要な人員として配置しております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかに。

13番議員（島崎昭三）

6点お願いいたします。

最初は1ページなんですけれども、第2条の病床数です。一般病床は468床となっておりますけれども、ICUだとか緩和ケア病床等も一般病棟として理解してよろしいのかどうか、お聞きをいたします。

次に、2点目、6ページ、7ページの関係で、予算の実施計画で、基本構想、基本計画との違いがあれば、その内容についてお聞かせください。

3点目は、9ページですけれども、手当の内訳で、前年度と比較して管理職手当が約1,800万円増となっておりますけれども、その理由についてお聞きをいたします。

4点目は、12ページ、13ページで、東海市と知多市で等級の差がありますけれども、新病院では調整が図られているのかどうか、お聞きをいたします。

5点目は、20ページですけれども、退職給与引当金を計上する考え方についてお聞きをいたします。

最後の6点目は、35ページですが、看護師等修学資金貸与金について、先ほど質問がありましたけれども、積算内容はどうなっているのかについて、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

医事課課長（岩堀良治）

御質問の1点目、第2条の病床数は、一般病床468床となっているが、ICU、緩和ケア病床も一般病床と理解していいのかでございますが、医療法第7条第2項により、病床の種別を精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床と規定しておりまして、お見込のとおり、ICU、緩和ケア病床も一般病床と御理解いただいて間違いございません。

管理課長（前田達郎）

御質問の2点目、予算実施計画で、基本構想・基本計画と違いがあれば、その内

容についてでございますが、病院事業収益、病院事業費用とも若干の差異がありますが、予算実施計画は、新病院が5月に開院するため、4月は東海、知多両市民病院の運営予算で、5月以降新病院で徐々に入院患者が増加していく計画となっております。基本構想・基本計画では、1年間通して新病院が稼働しているという想定となっております。

管理課課長（岡田光史）

御質問の3点目、手当の内訳で、前年度と比較して管理職手当が約1,800万円の増となる理由についてでございますが、新病院の開院に伴い、職員数は増となり、管理職手当の支給対象職員数も増を見込んだもので、対前年比の内訳といたしまして医師15名、看護師11名、医療技術員1名の増で、事務員につきましては、3名の減を見込んだ結果、約1,800万円の増となるものでございます。

続きまして4点目、級別の標準的な職務内容の表で東海市と知多市で等級の差があるが、新病院では調整が図られているのかについてでございますが、現在、医師職と看護師職で給料表の等級が異なっております。

まず、医師職につきましては、東海市が4級制、知多市が5級制の制度を持っておりますが、新病院では5級を院長とし、東海市における3級の部長について、一部4級への格付けの見直しを行ってまいります。

また、看護職につきましては、東海市が7級制、知多市が6級制となっております。東海市では1級に看護助手の格付けがありますが、現在使われておらず、2級以降は知多市の1級以降と同一のため、6級制度に統一し、これに7級として副院長級の看護職を新設し、7級までの職制としてまいります。

続きまして5点目、退職給付引当金を計上する考え方についてでございますが、退職給付引当金につきましては、将来支給される退職手当のうち、当期の負担に属する額を当期の費用として引き当てるもので、平成26年度の公営企業会計制度の見直しに伴い、計上が義務化されたものでございます。

引当金の計上の考え方につきましては、総務省の地方公営企業会計基準見直しQ&Aにおいて、一般会計等から負担金として繰り入れること及びその負担額について、行政内部で取り決めがされている場合は、その分について、退職給付引当金を計上する必要はないとされておりますので、平成27年4月に身分移行される職員分については、退職手当の要支給額から一般会計が負担する額を差し引き、新規採

用職員については、要支給額全額を計上しているものでございます。

続きまして6点目、看護師等修学資金貸与金について、積算内訳はどのようになっているのかでございしますが、平成27年度より貸与を開始いたします、大学生には月6万円の貸与で20人の枠を設け1,440万円、専門学校生には月3万円及び入学時貸与金6万円の貸与で25人の枠を設け1,050万円となっております。

また、既貸与者への継続貸与は専門学校生のみで、こちらも月3万円の貸与でございしますが、新2年生が27人で972万円、新3年生は23人で828万円の貸与を予定しております。以上でございます。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

議長（江端菊和）

ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

7番議員（辻井タカ子）

議案第22号「平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、反対の立場で討論いたします。

本年度予算案における病院事業収益は約112億円、その中の入院収益は約60億円、外来収益は約24億円となっております。

年間患者数では、入院で12万7,530人、外来は990,777人です。

2014年度予算と比べ、病院事業収益は6億円の増、入院収益は10億円、外来収益は1億円の減収となります。

年間患者数は、入院が875人増、外来が5万1,821人の減となり、入院の比重が高くなっています。

そして、その他医業収益の室料差額収益が2億2,699万円の計上となり、2014年度予算7,479万円の3倍程度です。

病院の室料は、個室率は30%程度と高く、大きな収入源にもなっています。行き過ぎた効率性や採算性を追求することにならないようにすべきと考えます。

反対理由の一つは、両市民病院では5月移転を控え、外来患者さんの受診が突然断られたり、入院しても早期に退院を迫られるなどで、患者さんなどから不信の声



が上がっているほどです。

市民病院を自分のかかりつけ医と感じている方もたくさんみえます。そうした方たちに対する対応を考える必要があると思います。

また、地域医療のあり方を住民とともに考えていくべきです。

2つ目は、分娩料の値上げ、駐車場の有料化、個室料についてです。これらは、直接患者さんや利用者に転嫁され、負担増を強いることとなります。議案第6号で反対理由を述べていますので、重複を避けます。

3点目は、病院給食における業務委託の問題です。病院の食事は、治療の一環として行われています。薬と同様に、食事療法は、患者さんの健康回復に欠かせません。医療機関として、業務委託をすれば経費が下がるというような経営感覚に陥ることなく、病院給食の質を注視し、いま一度検証する必要があると考えます。

4つ目は、職員給与の引下げです。これは、議案第15号と同趣旨ですので、重複を避けます。以上で、反対討論を終わります。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

4番議員（井上正人）

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております、議案第22号「平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」について、賛成の立場で討論いたします。

新病院につきましては、既に、引渡しも終わり、急性期医療を担う地域完結型の中核病院として、5月1日の開院へ向け、着々と準備が進んでおります。

本病院事業会計予算は、従来の両病院の運営費に比べますと、医師の数も大幅に増加するなど、新病院のスタートにふさわしく滞りなく病院運営を行うために、必要な事業予算が措置されております。

住民の皆さんの命と健康を守るため、新病院の果たす役割は、非常に大きなものであると期待も大変大きいと思います。

今後も、患者さまや医療スタッフに、魅力ある病院運営に取り組まれることを強く要望し、賛成討論といたします。以上です。

議長（江端菊和）

ほかにありませんか。

(「なし」の声)

議長 (江端菊和)

ないようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決をします。議案第22号「平成27年度西知多医療厚生組合病院事業会計予算」原案に賛成の方は、挙手を願います。

( 賛成者 挙手 )

議長 (江端菊和)

ありがとうございました。多数の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長 (江端菊和)

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

管理者 (鈴木淳雄)

議長のお許しを得ましたので、第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (江端菊和)

これもちまして、平成27年第1回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会します。

(2月13日 午後2時25分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年2月13日

西知多医療厚生組合議会

議 長 江 端 菊 和

4 番署名議員 井 上 正 人

8 番署名議員 伊 藤 正 治